

## ウィリアム・ペティの政治算術（2）

— ベーコン主義の経済科学 —

大 倉 正 雄

### 要 旨

ウィリアム・ペティ（Sir William Petty, 1623-87）は、1665年に『賢者には一言をもって足る』（*Verbum Sapienti*, 1691）を執筆した。この『賢者』は戦費調達を主題とする小論であるけれども、それが経済学史のうえにもつ意義は大きい。ペティは処女作『ハートリブ氏への助言』（1647年）を執筆した頃から、「政治算術」（political arithmetic）の考案に勤んでいた。この「算術」は経済科学の創成に寄与した、社会的・経済的事象の科学的探究方法である。彼はこの探究方法を『賢者』で初めて実践した。彼が『賢者』を書いていたとき、眼前で第二次英蘭戦争が繰り広げられていた。彼はこの論説で、自国がこの戦争を優勢に戦うことを念じて、戦費調達を主眼とする税制改革案を掲げた。当の「算術」を用いて展開した経済力の分析を踏まえて、税制の抜本的な改革を提案した。この改革案には、18世紀第2四半期にこの国で形成されることになる「財政・軍事国家」（fiscal-military state）の構想が窺える。ペティは『賢者』で戦費調達論を展開したけれども、好戦的な戦争推進論者ではなかった。最強国オランダの侵略から、国民の生命・財産の安全を守る最善の方策として、戦費調達を主目的とする提案を掲げたのであった。

キーワード：戦費調達論，税制改革案，第二次英蘭戦争，重商主義，財政・軍事国家

### 目 次

はじめに

第1章 政治算術の解釈

第2章 ベーコンの帰納法哲学

第3章 政治算術の帰納法

第4章 ジョン・グラントの原初の人口統計学（以上，305 / 第19巻2号，掲載）

第5章 『賢者』の政治算術

第6章 『賢者』の史的背景

第7章 『賢者』の戦費調達論

## 第5章 『賢者』の政治算術

ペティは政治算術を考案するにさいして、グラントの人口統計学から決定的に重要な影響を受

けた。この統計学は、ペティが初めて眼にした、ベーコン主義の立場から社会的事象にアプローチしようとする斬新な科学的探究方法だったからである。しかも、それは統計的データにもとづいて自然的・政治的事象を数量的に分析する手法であるという点で、ペティが茫漠と構想していた算術的方法と趣旨が同じ性質のものだったからである。高橋誠一郎が指摘しているように、「ペチィ [=ペティ] は実にグラントによって開かれた統計的研究の道を進んだもの」<sup>(1)</sup> だったのである。とはいえ、ペティは政治算術を考案するにさいして、グラントの統計学それ自体を直接に受け継いだわけではない。政治算術は人口統計学のたんなる焼き直しではない。それは、後者には見られない独創的な要素を少なからず取り入れて編み出された「新しい数学的技法」であった。そうでなかったとすれば、ペティによるこの政治算術の考案が、経済科学の創成に寄与するところは乏しかったであろう。

ペティがグラントの人口統計学そのものを直接的に受け継いでいるのは、彼が「ロンドンの死亡表の観察者」という匿名で刊行した『ダブリンの死亡表についての観察』(*Observations upon the Dublin=Bills of Mortality*, 1683) という論説においてである。また、グラントの人口統計学それ自体を積極的に継承しているのは、ペティよりもむしろグレゴリ・キング (Gregory King, 1648-1712) や J・P・ジュースミルヒ (Johann Peter Süssmilch, 1707-67) である。キングの論説『イングランドの形勢と状態についての自然的・政治的観察』(*Natural and Politicall Observations and Conclusions upon the State & Condition of England*, 1696) には、グラントの論説に倣って、タイトルに「自然的・政治的観察」という表現が用いられている<sup>(2)</sup>。またジュースミルヒは、その『神の秩序』(*Die göttliche Ordnung*, 1741) の「著者序言」で、「グラント氏に対しては、この『出生・死亡の観察という』新しい真理に先鞭をつけた人、また最初に、彼の時代までロンドンで印刷されていた諸表を、これらの真理の発見のために利用しようと試みた人として、最先かつ最高の賛辞が与えられて当然である」<sup>(3)</sup> と記している。このようなグラントを始祖とする人口統計学の潮流は、こうして厳密にはペティ→ダヴナントという政治算術のそれとは異なるものである、と理解すべきである。いずれにせよ政治算術は人口統計学とは異なる新たな技法であるといえるが、それがどのような点で後者と異なるのかということは、さらに検討を重ねていく過程で逐次明らかにしたい。

政治算術は社会的事象を考察対象とするけれども、とりわけ経済的事象に最も大きな関心を寄せる。考察の主要な対象を経済現象に限定する。したがって、この算術は経済科学の分野に属する経済分析方法であるといえる。そのためにペティは、この算術を考案することにより、斯学の創成に寄与することになったのである。ところが意外なことに、政治算術のそのような性質にもかかわらず、彼はこの算術を編み出すにさいして、当時刊行されていた経済学的文献にはほとんど関心を払っていない。この国において彼の時代にはすでに、優れた経済論説が幾冊か刊行されていた。周知のように、イギリス経済は1620年代に深刻な危機を迎えた。輸出が激減して貿易差額がマイナスの傾向を示し、経済活動は全般的に衰退の状態に陥った。このような状態を背景

にしてその頃、東インド貿易の是非を巡って、この貿易を営む東インド会社を擁護する論客と、その活動を批判する論客とのあいだで激しいパンフレット論争が展開された<sup>(4)</sup>。その論争の内容は、むろん時局問題を巡る実践的な議論であった。けれども、この論争における「3人の主要な主人公」<sup>(5)</sup>ともいべきジェラード・マリーンズ、エドワード・ミッセルデン、トマス・マン（Thomas Mun, 1571-1641）のような作家は、経済学史の端緒を開くような注目に値する経済論説を幾つか執筆した。これらの諸論説のなかでも、マンが執筆した『外国貿易によるイギリスの財宝』（*England's Treasure by Forraign Trade*）は、とりわけ後世に大きな影響力を及ぼした論説である。この論説は1620年頃に執筆されたけれども、その初版が刊行されたのは、ペティの『租税貢納論』の刊行よりも2年後の1664年に至ってからであった。つまりマンのこの著名な著書は、ペティがちょうど経済科学の開拓に勤しんでいた頃に、その初版が刊行されたのである。したがって、ペティがその新刊の一書を購入したであろうことは、十分に考えられうる。ところが、彼がこのマンの書物を——1620年頃に刊行された他の論客による著作はもとより——繙いたという確かな証拠は、彼の主要な著作には窺えない。したがって、ペティにおける経済科学の創成は、先行する通常の学識を批判的に継承することを通じてではなく、ほとんど彼自身の母体のなかでおこなわれた、と理解できる。

高橋誠一郎は、ペティにおける先学の学識の受容という問題に触れて、「ペチイ [=ペティ] はベーコン並びにホップズの二大哲よりして偉大なる感化を受けたりと称せらるるも、其の経済論中に現れたる彼れは殊に後者の感化を受くること大なりしを想はしむるものあり」<sup>(6)</sup>、と指摘している。すなわち、ペティは経済的議論を展開するにさいして、ベーコンではなくホップズの哲学から大きな影響を受けたというのである。この見解は妥当であると思える。さらにこれに付言すれば、ペティは経済科学を開拓するにさいして、ホップズの政治哲学からその学識を積極的に受け継いだ反面、経済学の分野の先達からはほとんど重要な影響を受けなかったといえる。T・ハチスンが1620年代の論争に一瞥を与えながらも、「経済思想史における新しい時代の幕開き」<sup>(7)</sup>は、マンがその論説を執筆した17世紀の初めではなく、ペティが『租税貢納論』を刊行した1662年に告げられた、と指摘している。すなわち、ペティを嚆矢とするJ・ロック、N・バーボン、D・ノース、G・キングなど、17世紀後半の作家が、その初頭におけるよりも知的水準の高い経済的著作を相次いで刊行したことにより、1690年までに「ちょっとした知的転換」(something of an intellectual transformation)<sup>(8)</sup>が斯学の領域で起こった、というのである。これまで経済学史上の偉業は、たいてい従来からの支配的学説に異議を唱え、それを根底から覆してパラダイム・シフトをもたらすような、革新的な理論的・思想的枠組みを提示することを通じて成し遂げられてきた。ハチスンが指摘しているように、斯学において17世紀後半に、パラダイム・シフトに相当するような画期的な進展が見られたことは、確かである。とりわけペティは先陣を切って、経済科学の斬新な枠組みを提示した。けれども、それは斯学における従来からの学識に正面から批判を加え、それを打破することを通じておこなわれたのではなかった。経済科学を先

学から継承するのではなく、政治哲学を未開拓の領域に適用することを通じて、新興科学を創成しようとしたのであった。

ペティは『政治算術』で当の探究方法を定式化し、この方法を踏まえて経済分析をおこなった。ところが、彼がこの算術を最初に実践したのは『政治算術』ではなく、この書物より5年以上も前の1665年に執筆した論説『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691) — 以下、『賢者』と略称 — においてであった。R・オルソンが指摘しているように、「ペティは〔この論説において〕自分の主張を立証するために、独創的な数量的方法を見出した」<sup>(9)</sup>のであった。その『賢者』は、1691年に刊行された『アイルランドの政治的解剖』(*The Political Anatomy of Ireland*)の初版の付録として上梓された小論である<sup>(10)</sup>。しかし、それが執筆されたのは、その公刊より20年以上も遡る1665年であった。『賢者』は、彼の経済学上の処女作『租税貢納論』に続いて、その刊行の3年後に執筆された重要な経済論説である、といえる<sup>(11)</sup>。高橋は『賢者』について、「此の書は僅々24頁に過ぎない小篇ではあるが、ペティ研究者の看過することの出来ぬ名著である」<sup>(12)</sup>、と指摘している。高橋が『賢者』を高く評価する理由は定かではないが、それが綿密な検討を加えるに値する重要な論説であることは、確かである。ここでは『賢者』が政治算術の技法を駆使しながら、文字よりも数字を用いて書かれた書物であるという点に留意しながら、この論説にアプローチしたい。

『賢者』は僅かな頁を費やして書かれた小冊である。ところがそれは、全部で10もの諸章から成っており、そのタイトルを眼にただけでは、大冊であるかのような印象を受ける。実際のところ、『賢者』は厚さこそは乏しいけれども、内容は濃厚で豊かである。もっとも、この論説をなんの予備知識もなく、ただ漫然と繙いただけならば、それはたんに数字が並べられただけの無味乾燥な覚え書き程度のものにすぎない、と思えるであろう。ところがこの論説が執筆された背景や動機を探り、広い視野のなかでこのパンフレットにアプローチするならば、様相は一変する。それは焦眉の問題を眼前にし、それを打開する方途を提示するために書かれた、緊張感の溢れる書物であることが分かる。眼前で繰り広げられていた対オランダ戦争(=第二次英蘭戦争)を遂行するのに要する戦費を調達する方法について論じた論説だからである。こうして、『賢者』の検討は大局的な視野に立って、この論説の史的背景をなす英蘭戦争に関心を向けながらおこなわれねばならない。

(1) 高橋『古書漫筆』前掲書、41頁。

(2) Cf. Gregory King, *Natural and Political Observations and Conclusions upon the State & Condition of England*, 1696, in George E. Barnett ed., *Two Tracts by Gregory King*, Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1936. なお、グラントとペティからキングへの継承関係については、cf. John A. Taylor, *British Empiricism and Early Political Economy: Gregory King's 1696 Estimates of National Wealth and Population*, Westport, Connecticut: Praeger, 2005, Ch. 4.

(3) Johann Peter Süssmilch, *Die göttliche Ordnung in den Veränderungen des menschlichen Geschlechts*, Berlin, 1741, S. 17. ズースミルヒ(高野岩三郎・森戸辰男訳)『神の秩序』第一出版株

式会社, 1969年, 8頁。

- (4) Cf. Hutchison, *op. cit.*, Ch. 2.
- (5) *Ibid.*, p. 21.
- (6) 高橋誠一郎『重商主義経済学説研究』（高橋誠一郎経済学史著作集, 第2巻）, 創文社, 1993年 [1932年], 890-91頁。
- (7) Hutchison, *op. cit.*, p. 4.
- (8) *Ibid.*, p. 23.
- (9) Richard Olson, *The Emergence of the Social Sciences, 1642-1792*, New York: Twayne Publishers, 1993, p. 64.
- (10) なお, 松川七郎はその著書の副題において——第4章のタイトルにおいても——, 「政治算術=解剖」という言葉を記している（本稿・第3章・注(27)を顧みよ）。このことは, ペティがその論説の表題で記した「政治的解剖」(political anatomy)という言葉が, 「政治算術」と同じ意味をもつ用語であるかのような印象を与える。しかしながらこの「政治的解剖」は, 彼が論説のタイトルで用いた言葉にすぎず, そのような科学的探究方法があるわけではない。彼の『アイルランドの政治的解剖』は, 編者（王立協会会員）により表題が『アイルランドの政治的概観』(*Political Survey of Ireland*, 1719)と改められて, その第2版が刊行された。この版における改変された表題が示しているように, ペティの「政治的解剖」は「政治的概観」というほどの意味をもつ言葉である。
- (11) ペティ（大内兵衛・松川七郎訳）『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 「訳者あとがき」（松川）, 参照。
- (12) 高橋『古書漫筆』前掲書, 24頁。

## 第6章 『賢者』の史的背景

ペティが『賢者』を執筆した17世紀中頃は, オランダ（ネーデルラント連邦共和国）の黄金時代であった。総督ウィレム二世が亡くなって共和政が敷かれた1650年代に, この共和国は全盛期を迎えていた。この国は北部ネーデルラント7州からなる連邦共和国であったが, その繁栄を根底で支える中心的柱となっていたのは, ホラントとゼーランドであった。ペティは1640年代に医学生として, 弟アンソニーとともにホラント州の都市ライデンに滞在した。彼は後年にその頃のことを回想しながら, オーブリーに宛てた書簡で次のように記している。「われわれはオランダ人が好きになり, その多くの美点を賞讃した。ライデンあたりでは, 彼らはプロテスタントの信仰に同意していたが, われわれは彼らの勤勉と儉約を賞讃した。実際のところ, 私はオランダ人を全体として賞讃した。彼らは行動的な国民である。彼らが交易を, 遠くインド諸国にまで及んで掌握していることは, 賞讃に値する。…彼らは過ぐる一世紀間に, 自分たちを取り囲むものを征服した。神は世界を創造したが自分たちはオランダを創造した, と彼らは述べている。私はただ同意するほかはない」<sup>(1)</sup>, と。

周知のように, オランダは16世紀末に絶対王政のスペインから独立して以来, 急速に発展した。この国を経済的繁栄に導いたのは何よりも, この国の人々が精力的に営んでいた仲継貿易(carring trade)であった。他の諸国から財貨を輸入し, その輸入した財貨を他の諸国に輸出するという国際貿易である。このような世界的規模の貿易を独占的に支配することにより, この国

は大いに繁栄したのである。バルト海沿岸・北欧・東ドイツ・イギリスの物品は、この国の仲継貿易業者により南欧や新大陸へ輸送された。また、地中海沿岸・東インド・極東・新大陸のそれは、北方へ輸送された。このような国際的仲継貿易が展開されるにさいして、アムステルダムを中心とするこの国の都市は、中継基地としての役割を果たして大いに繁栄した。世界各地の主要な財貨はほとんどすべてがオランダに輸入され、この国を経由して世界各地に再輸出された。しかもこのような仲継貿易は、それを支配するオランダ商人により、独占貿易として展開された。世界の財貨はほとんどが彼らによって独占され、彼らの手を経て、彼らが支配する国際市場に供給されたのである。要するに、オランダの経済的繁栄は、仲継貿易を基軸とする世界的規模の経済システムを構築することを通じて実現されたのであった。とはいえ、この国に外国貿易以外の産業がなかったわけではない。ここには農業・漁業はもとより、製造業もあった。ところが、その製造業は国外からもたらされた財貨に追加的な加工を施す工程だけを包摂するにすぎない加工貿易工業であった<sup>(2)</sup>。

チャールズ二世の治世に在ハグ大使を務めたサー・ウィリアム・テンプル (Sir William Temple, 1628-99) は、1673年に刊行した『ネーデルラント連邦共和国の観察』(*Observations upon the United Provinces of the Netherlands*) を刊行した。この書物が刊行されたのは、オランダの隆盛に少し翳りが見え始めた頃であったが、それは多くの読者を獲得してベストセラーになった。彼はその論説で、世界の舞台に「彗星のごとく」現れた新興国オランダを讚美しながら、この国が仲継貿易と加工貿易工業とに依拠する加工貿易国家として経済的繁栄を誇っていた様相を、次のように記している。「オランダはなんらかの国内産商品によって豊かになったのではない。産業活動によって、豊かになったのである。換言すれば、すべての外国産物を改良し製品に作り上げることにより、豊かになったのである。ヨーロッパ全域の貯蔵庫となって、すべての地域に、市場が欲して引き付けるありとあらゆる物を供給することにより、豊かになったのである。つまり自らが船乗りになり、彼らに相応しくそう呼ばれてきた世界共通の運搬人 (common carriers of the world) になることにより、豊かになったのである」<sup>(3)</sup>、と。

オランダ共和国の繁栄を讚えたのは、むろんペティとテンプルだけではなかった。トマス・マンは、この共和国の全盛期よりも30年前に執筆した『外国貿易によるイギリスの財宝』においてすでに、その勤勉で禁欲的な国民性とそれが導いた繁栄とを讚美している。その詳細は、こうである。マンはイギリス人と比較対照しながら、オランダ人を賞讃している。彼によれば、イギリス人は「所有している財産を浪費している、墮落した節度のない国民」<sup>(4)</sup>である。これとは対照的に、オランダ人は地道に努力を重ねている「勤勉な」国民である。「われわれ [イギリス人] が快樂を追求して、われわれが習慣にしていた名誉に値する行為と努力を置き去りにしているあいだに、オランダ人はこの豚のような悪徳をほとんど捨てて、われわれが海と陸でしばしば極めて立派に演じて、習慣にしていた武勇を身に付けた」<sup>(5)</sup>。すなわち、富裕がイギリス人を怠惰で浪費を好む国民にしたのに対し、貧困がオランダ人を勤勉で儉約を好む国民にしたのである。と

いうのも、「豊富と力が国民を墮落させて、節約心を失わせるように、貧窮と欠乏は国民を思慮深くして、勤勉にさせる」<sup>(6)</sup>からである。オランダは「自分たちの領土内にはほとんど何も持っていないけれども、外国人との交易によって、大きな富と力を獲得しているキリスト教徒の共和国」<sup>(7)</sup>である。つまり、オランダは「自然的富」(Naturall Wealth)が乏しい「小国」(small Coutrey)であるけれども、勤勉と英知によって多大な「人工的富」(Artificiall Wealth)を生み出した偉大な新興国である。「どれほど大きな財産を彼らは獲得したか…。そのすべてが、商品の売買に継続的に勤しむことによって成し遂げられているのではないか。彼らの諸州はキリスト教世界のほとんどすべての地域にとって、倉庫であり貯蔵庫ではないか。彼らの富・船舶・海員・技芸・住民は、このような倉庫と貯蔵庫によって…驚くべき大きさにまで成長している」<sup>(8)</sup>。要するに、禁欲的で賢明なキリスト教徒であるオランダ人は、仲継貿易を勤勉に営むことによって巨大な富と力を築いたというのである。

ところがマンによれば、オランダの繁栄は賞讃に値するけれども、その飛躍的な躍進はイギリスにとって脅威であった。彼はこれまでとは論調をがらりと変えながら、次のように述べている。「キリスト教国において [オランダ人ほどに]、われわれが海外と国内で海運と産業活動をおこなうさいに、われわれを不断に傷つけ、痛めつけ、<sup>さえき</sup>遮っている国民はいない」<sup>(9)</sup>。「オランダは勤勉な貿易活動によって、世界のすべての地域から集める船舶・武器・索具・穀物・火薬・砲弾・その他いろいろの物を、他の諸国王に供給し販売することができるし、またそうしている。彼らはこのように振る舞うことを通じて、自らを強化しようと欲しているが、それに劣らず他の国民（とりわけイギリス人）を押し退けて損傷を与えている」<sup>(10)</sup>、と。要するに、オランダは一方で貿易の拡大を通じて経済的繁栄と国力の強化を図っているけれども、他方でイギリスのような後発の諸国の経済活動を抑圧して妨げている、というのである。

マンが東インド会社の総裁であったことを想起すれば、彼がすぐれてオランダの驚異的な海外貿易の拡大に脅威を感じ、それに異を唱えているのは十分に頷ける。エリザベス治世の1600年に設立された東インド会社は、東インド貿易に乗り出したけれども、強力な海軍によって支えられたオランダ東インド会社の目覚ましい進出によって活動を阻まれていたからである。ところが意外にも、マンが最も厳しい批判を浴びせているのは、オランダの外国貿易ではなく漁業に対してである。「偉大な鯨魚は、その連邦共和国の最高の産業であり、重要な宝庫 (Gold Mine) である」<sup>(11)</sup>。この叙述に窺えるように、彼によれば、この共和国の経済的繁栄を根底で支えているのは、外国貿易でも農業でも工業でもなく漁業だからである。彼はそのようなオランダ経済の究極の基盤をなしている漁業が、イギリスの領海で許可を得ることなく不当に営まれていることに非難の矢を向けながら、次のように述べている。「オランダ人は漁業以外には、ほとんど基礎をもっていない。その漁業はイギリス国王の海で営むことが彼らに容認されているが、それは実際のところ [彼らにとって]、海上と陸上とにおいて途方もない富と力を獲得するための手段である。ところが、[彼らは] その漁業をイギリス国王の海で営んでおり、そうすることが容認さ

れている」<sup>(12)</sup>。だから、「そのような基礎 [= 漁業] が崩壊すれば、彼らの海上と陸上での富と力という建物全体は、倒壊するに相違ない」<sup>(13)</sup>、と。オランダ人はその頃、フーゴ・グロティウスが主張した「公海自由の原則」を理論的根拠にして、イギリス海域で漁業権を行使することは正当である、と主張していた。これに対してマンは、次のように反論している。「魚があちらこちらへ随意にやって来るのは自由である。しかしながらオランダ人がイギリス国王の許可なく魚を捕らえて、そこから持ち去るのは、自由であるとは思えない」<sup>(14)</sup>。「イギリス国王の海で魚を捕る資格を彼らに与えることができるのは、オランダの『海洋自由論』(Mare Liberum [1609])の著者 [グロティウス] ではない」<sup>(15)</sup>。「そのような資格は言葉 (words) によってよりも、剣 (swords) によってもっと速やかに決定されうる」<sup>(16)</sup> からである、と。すなわち、オランダは実際には「言葉」による理屈ではなく、「剣」による暴力によって漁業権を行使しながら、他国の領海を侵しているというのである。こうしてマンによれば、「オランダの栄光と威力」は賞讃に値するかも知れないけれども、それは暴力的で不当な漁業の営みによって生み出されたものにすぎなかった。

オランダの漁業は確かに、この国の経済的繁栄を支えた基幹産業であった。K・ファイリングが指摘しているように、「漁業はオランダが存在するためのヨーロッパにおける大動脈」であり、「イギリスの領海での鯨漁が、この大動脈の源流をなしていた」<sup>(17)</sup>。とはいえ、周知のようにオランダの最も重要な経済的基盤は仲継貿易であり、この国の経済成長は実際のところ漁業よりもむしろ外国貿易の発達を通じて遂げられた。したがって、この国の「最高の産業」は鯨業であるというマンの見解には、同意できない。ところがオランダが、イギリスの利益と対立し、それを侵害するやり方で漁業を営んでいたという彼の論難には、異論がない。D・マランドによれば、オランダ人の勤勉と努力と発明の才という国民的気質は、その漁業において顕著に発揮された。彼らは、船で引く、長さが107メートルもある、流し網を発明した。また、新型の2本マストの漁船を建造した。彼らはこのような巧妙な発明や工夫により、鯨業を大変革した。ところが政治史・経済史研究の成果によれば、彼らは実際のところ、英知に富む思慮深い国民性には相応しくない野蛮な方法で、漁業を営んでいた。彼らは6月から12月にかけて鯨業をおこなったけれども、スコットランド北部のシェットランドからテムズ川の河口域までに至る、イギリスの沿岸に沿ってそれを営んだ。しかも、その鯨業は1,000隻以上もの漁船により、巡洋艦に護衛されて営まれた。捕獲された魚は、オランダに持ち帰って塩漬けにされ保蔵された。その量は年間30万トン以上にも昇った<sup>(18)</sup>。むろん、イギリスはエリザベスの時代からすでに、このようにオランダ人により自国の領海で漁業が営まれることに抗議していた。イギリスの領海に許可なく不当に侵入しないように要請していた。ジェームズ一世は1609年に、イギリス沿岸で漁業を営むには許可書が必要であるという布告を発した。1635年にはジョン・セルデンが、グロティウスの学説に対抗して『海洋封鎖論』(Mare Clausum)を刊行し、イギリス海域におけるこの国の統治権(→漁業権)を擁護した。しかしながら、オランダはこのようなイギリスの要請に耳を貸すこ



とはなく、『海洋自由論』をイデオロギー的支柱にし、海軍力を誇示しながら、イギリス沿岸での漁業を続けた<sup>(19)</sup>。

イギリスは1660年に王政を復活させた。その頃オランダは、かつてのスペイン植民地とポルトガル植民地とを掌中に収める巨大な海上帝国として、世界に君臨していた。これとは対照的に、海外進出の遅れをとっていたイギリスは、王政復古期に入っても依然として、世界の商業至上権の支配をめぐる列強間での争いにおいて、ほとんど常に劣勢にあった<sup>(20)</sup>。この国はエリザベス治世の頃より、国王が率先して特権的貿易会社を相次いで設立し、国際貿易の拡大を促進してきた。「王室的重商主義」(royal mercantilism)と呼ばれる経済政策が、それである。しかしながら17世紀中頃になっても、その成果はさほど上がらず、この国に経済的繁栄の萌しはまだ現れていないように見えた。イギリスの海外進出を妨げる直接的な原因が、オランダによる国際市場の独占的支配にあったことは、確かである。イギリスの海外貿易商人は、世界の各地でオランダの壁に阻まれて、しばしば困難に遭遇して辛酸を舐めた。その有様はあまりに過酷だったので、ファイリングが指摘しているように、「オランダ人による貿易の理論と実践は、特別にイギリスの貿易を破滅させるように意図されているという思いが、イギリス人の心に酷く染み込んだ」<sup>(21)</sup>。実際のところ、王政復古期までにこの国は、海外貿易のほとんどすべての領域において悲惨な状態にあった。その様相は、概ね次のとおりである。

王政復古期にこの国の海外貿易を担っていた主要な商人グループ——株式会社(joint-stock company)か制規組合(regulated company)として結成された団体——は、東インド会社、王立アフリカ会社、マーチャント・アドヴェンチャラーズ組合、イーストランド組合、レヴァント組合であった。これらは主に毛織物の輸出を目的にし、国王から特許状を得て設立された特権的貿易会社・組合であった。いずれにせよ、これらの商人グループは王政復古期に、この国の「輸出を循環させる大動脈」<sup>(22)</sup>としての役割を果たしていた。ところが、これらの会社や組合は活動を始めて以降、どれもが総じて経営が芳しくない手詰まりの状態に陥っていた。それはあたかも「イギリスの商業発展の前途に見込みがないこと」<sup>(23)</sup>を通告しているかのような、酷い状態であった。

マーチャント・アドヴェンチャラーズ組合は、15世紀からオランダ・フランス・デンマークに半製品の毛織物を輸出していた。この組合は伝統的なロンドン商人の団体であったが、多額の負債を抱えて経営難に喘いでいた。イーストランド組合は1579年に設立され、バルト海沿岸貿易を営んでいたが、オランダに活動を阻まれただけでなく、インターローパー(=非特権的自由貿易商人)を貿易路から排除できなかったことによっても足を掬われて、苦境に立っていた。レヴァント組合は1581年に設立され、地中海東部の沿岸地域から干し葡萄、ナツメヤシ、絨毯を輸入していた。しかしこの組合は、オランダ商人ではなくフランス商人と海賊とに真正面から衝突して、大きな成果を上げることができない状態にあった。また、1555年にいち早く株式会社として設立された、ロシアとの交易をおこなう特権会社があったが、この会社はオランダに交

易ルートを絶たれて、久しく活動を滞らせていた<sup>(24)</sup>。

オランダ商人が最初に進出したのは、バルト海であった。彼らはそこでポーランドの穀物の輸出を、ハンザ同盟の商人から引き継いでおこなった。また北欧の物品の輸出を一手に占めた。続いて、彼らは八十年戦争（Eighty Year's War, 1568-1648）の最中であるにもかかわらず、敵国スペインとの交易を開いた。1570年からバルト海沿岸地域の材木をスペインに輸出した。また、スペインの羊毛・石鹼を、イギリスとオランダの毛織物製造業者に販売した。さらに貿易相手国を広げ、ポルトガルの塩をオランダに持ち帰って、自国の水産業者に販売した。地中海の果物、スペインとカナリヤ諸島のワインを北ヨーロッパに輸出した。1590年代にはジブラルタル海峡を抜けて地中海に深く進出し、バルセロナ・マルセユ・ナポリ・リヴォルノで交易した。このようにオランダは仲継貿易業者として、早くも16世紀のうちに西ヨーロッパとその周辺諸地域とにおける国際市場を席卷した。このような状況を眼にすると、イギリスの対外貿易が特権的カンパニーを設立して積極的に促進されたにもかかわらず、バルト海・北海・地中海のいずれの方面においても実を結ばなかったことは、十分に理解できる<sup>(25)</sup>。

イギリスが最も大きな力を傾けて奨励したのは、東インドと西アフリカとの貿易であった。ところがこの国が海外進出において、オランダと直接的に真正面から最も激しく衝突したのも、双方の貿易においてであった。むろんイギリスはここでもオランダの威力に屈して無惨な立場に置かれていた。東インド会社は1600年に設立された、この国の最も重要な特権的貿易会社であった。この会社が営んだ東インド貿易は、政府により最も大きな力が注がれて奨励された外国貿易であった。この会社は東インド諸地域だけではなく、廈門に本拠を置いて中国との交易にも力を入れた。また1628年には、ペルシアとも交易を始めて利益を取めた。とはいえ活動の中心が置かれたのは東インドであり、その各地に多くの在外商館が構えられた。1661年には、ポルトガルの領地であった港市ボンベイを占領した。輸入品はキャラコ（インド綿布）、チンツ（インド木綿）、インジゴ（染料）、生糸、磁器、硝石であった。輸出品は、地金、鋳貨、毛織物、鉛、鉄、水銀であった。なお、当初の主な輸入品は胡椒であったが、オランダに供給源を奪われて王政復古期には大幅に減少していた。この東インド貿易における主要な輸入品は、イギリスの毛織物から国内市場を奪うキャラコであった。しかも、この貿易においては差額が赤字で地金と鋳貨が大量に流出していると見られた。そのために当の貿易の是非を巡り、国内において激しい論争が展開された<sup>(26)</sup>。

東インド貿易は幸先の良いスタートを切った。最初の頃の航海は多額の利潤をもたらし、株主にはかなりの配当金が支払われた。しかし、そのような良好な状態が続くという見込みは、まもなく消えた。その理由はいうまでもない。この貿易がオランダ東インド会社という手強いライバルによって、ほぼ全面的に支配されていたからである。むろん双方のあいだで対立が生じた。しかもそれは熾烈を極めて、血生臭い争いにまで発展することがあった。E・リブソンは、「イギリスの会社とオランダの会社との競争は、第一次オランダ戦争へ徐々に導いていく、一連の出来

事を連結するものを生み出した」<sup>(27)</sup>、と指摘している。すなわち、1652年に勃発した英蘭戦争の原因としては、さまざまな諸事象が挙げられるけれども、そのような諸事象の背後に存する、この戦争の根源的な原因は、東インド貿易における両国の対立であった、というのである。そうであるとすれば、1623年に突発した「アンボイナの虐殺」(massacre of Amboyna)は、その30年後に両国のあいだで戦争が発生することを予告する不吉な事件であったといえる。その事件のあらましは、こうである。

1611年にイギリス東インド会社はオランダに対し、香料諸島（モルッカ諸島）での交易活動が、オランダ人によって著しく妨害されている、と訴えた。これに対し、他の諸国に先立って或る地域を支配している国は、その地域で優先的に交易を独占的に営むことができる権利を持っている、とオランダは応えた。すなわち、すでにオランダの占領地である香料諸島でのイギリスの交易活動は、オランダの優先権を侵害する不当な行為である、というのである。これに対し、イギリスは「海洋自由」(mare liberum)論に依拠して、オランダが香料諸島でおこなっている独占貿易は理に反する行為であり、そこではイギリス商人にも自由な交易活動が認められて然るべきである、と反論した。この論戦は結局、1619年に両国のあいだで条約が締結されて決着がついた。そして、「東インドにおける商取引と売買は、イギリスの会社とオランダのそれとの双方にとって、自由であるべきこと」<sup>(28)</sup>が合意された。また、アンボイナ島（モルッカ諸島の一つ）は双方のあいだで分割して所有され、オランダの東インド会社にその $\frac{2}{3}$ が、イギリスの会社に $\frac{1}{3}$ がそれぞれ割り当てられることが決まった。こうして当の条約により、すべてが落ち着いたかのように見えた。ところがその後、人々の意に反する事件が突生した。1623年にイギリス商人がアンボイナ島でオランダ人によって突然に逮捕され、しかもそのうちの10人が死刑に処せられた。しかるに国王ジェームズ一世は、オランダの圧倒的な武力に威嚇されて、為す術がなかった。これが当の事件の顛末である。この出来事がいずれにせよ、イギリス人のライバル国に対する国民的憎悪を掻き立てる決定的な原因になったことは、いうまでもない。ペティはこの衝撃的な事件が起きたその1623年に、イングランド南部の田舎町で生まれた。

アフリカ貿易は、東インド貿易よりも早いスタートを切った。アフリカと交易しようとする動きは、すでに中世にあった。16世紀には、交易を進める一連の動きが見られた。1553年よりギニア遠征が相次いでおこなわれ、黄金海岸より胡椒と金が輸入された。エリザベス治世の1558年には女王の支援を受けて、西アフリカ貿易を独占して営む冒険的貿易商人による特権の組合が設立された。その後1587年より数多くの航海が企てられ、セネガンビアから獣の皮・アラビアゴム・蜜蝋・金が輸入された。またジョン・ホーキンス(John Hawkins)は1562年に、奴隷の掠奪を目的とするギニア遠征を企て、1564年～69年にアフリカとスペイン領アメリカとのあいだで奴隷売買をおこなった。しかしながら、エリザベス期におけるアフリカ貿易は、その頃ギニア海岸での交易を独占的に支配していたポルトガルによって自由な活動を妨げられ、最終的には挫折した<sup>(29)</sup>。

アフリカ貿易は開始時が早いという点だけで、東インド貿易と異なっていたのではない。この貿易は東インド貿易におけるように、同一の巨大な会社によって継続的にではなく、幾つかの短命の商人グループによって交代しながら推進された。また、この貿易は東インド貿易と同様に、特権的商人だけに活動が許される独占貿易政策によって促進されたけれども、後者とは異なり、実際には特権的商人だけではなくインターローパーによっても精力的に営まれた。したがって特権的商人は、国王から授けられた貿易独占の権利をしばしばインターローパーによって蹂躪された。しかしながら、アフリカ貿易がオランダによって独占的に支配され、イギリスがこの貿易で旺盛な活動をおこなうことは極めて困難であったという点では、東インド貿易とまったく異ならなかった。

アフリカ貿易が断続的にではなく持続的に推進されて、顕著な発達を遂げたのは、17世紀に入ってからであった。ジェームズ一世の治世の1618年に、通称「ギニア会社」(Guinea Company)と呼ばれる特権的貿易会社(Company of Adventurers of London Trading to the Parts of Africa)が設立された。これは株式会社の形式を踏まえた、最初のアフリカ貿易を営む商人グループの組織であった。この貿易会社は金を獲得するために、1618年~21年の間にガンビアへ向けて3回ほど航海をおこなった。しかし金を獲得することはできず、負債は累積して、この貿易は失敗に終わった。他方でセコイア(染料)を得るために、シエラレオネで活動をおこなった。これは収益が期待できる貿易であったけれども、インターローパーの侵入によって活動を阻まれた<sup>(30)</sup>。なお、イギリスの特権的商人による奴隷貿易が顕著に見られるようになったのは、1640年代に入ってからであるが、T・E・イニコリによれば、ギニア会社はそれよりも早くから奴隷売買に手を染めていた<sup>(31)</sup>。

チャールズ一世の治世の1631年に、新しい特権的貿易会社(Company of Merchants Trading to Guinea)が設立された。しかし、この会社の設立に携わってその経営陣となったメンバーは、旧来のギニア会社のそれと同じ人々であった。つまり、この新会社は実際には、ただ社名が変更されただけにすぎない旧来の会社であった。それはともかく、この新ギニア会社も旧会社と同様に、インターローパーによる独占市場への果敢な侵入によって活動を妨げられた。そればかりか、内乱(Civil War)が起こった1642年以降は、貿易活動において、それが有する貿易独占権を強硬に行使することは難しくなった。この会社は国王の権威によって存立していたことから、革命勢力によって攻撃され、その貿易独占権は非難的になったからである。こうして結局、革命の成就により、その経営陣はインターローパーを含む議会派の非特権的貿易商人に取って代わられた。この会社は設立以来、金の輸入を主な目的にして活動していた。ところがその貿易活動は、オランダ西インド会社(1621年に設立)のそれと利害が対立し、この強力なライバルとの熾烈な競争に圧倒されて悲惨な状態に陥った。活動を開始してから1650・51年までのあいだに、10万ポンドもの損失を被り、結局1650年代の中頃までに貿易活動を停止することを余儀なくされた<sup>(32)</sup>。

17世紀が深まるにつれて、オランダはますます経済的繁栄を誇るようになった。ところがこの強国はイギリスにとっては、その進出のまゝに立ちはだかる難敵として、脅威に感じられるものとなった。オランダは海洋の自由を唱えてイギリスの領海に侵入しながらも、東インドとアフリカの占領地では武力を行使して、他国が自由に出入りするのを阻んでいた。このような強国オランダの尊大な振る舞いに、イギリス人はしだいに国民的憎悪を覚えるようになった。サー・ジョージ・ダウニング（Sir George Downing）は1663年にクラレンドンに宛てた書簡で、このようなオランダの自己本位の不遜な態度を、「彼らの習わしはイギリスの海では海洋の自由（*mare liberum*）だが、アフリカの海岸と東インドでは海洋の封鎖（*mare clausum*）だ<sup>(33)</sup>」と、皮肉交じりに批判している。ところがチャールズ一世が統治しているあいだは、イギリスがオランダと剣を交える恐れはなかった。オランダ総督ウィレム二世はチャールズの娘メアリーの夫であり、両国のあいだに外交的解決の糸口があったからである。しかしながらチャールズが1649年に処刑され、その翌年にウィレムが亡くなってから状況は変わった<sup>(34)</sup>。

クロムウェルが王政を倒して政権の座についた頃から、イギリスは軍艦と私掠船（武装民有船）によってオランダ商船を拿捕するようになった。この非道な掠奪は着実に増大して、1651年にはイギリス海峡・アイリッシュ海・大西洋・カリブ海の公海で少なくとも140隻のオランダ船が襲われた。また1652年には1月だけで、30隻もの商船が連れ去られた。このようなイギリスの大胆で乱暴な行為に対し、オランダ人はむろん国民的憎悪を覚えた<sup>(35)</sup>。

クロムウェルは政権の座についた後、1651年に航海法を制定した。この法律の重要な内容は、次の2点であった。第1に、アジア・アフリカ・アメリカで生産された商品が、イギリス・アイルランド・（その他のイギリス）植民地に輸入されるばあいには、イギリス船（船長と船員の大部分がイギリス人である船）によって輸送されるべきこと。第2に、ヨーロッパで生産された商品が、イギリス・アイルランド・植民地に輸入されるばあいには、イギリス船か、その商品を生産した国・地域に所属する船によって、輸送されるべきこと<sup>(36)</sup>。この法律の目的は、イギリスの海運業を奨励して外国貿易の拡大を促すことにあった。また、海運業の発達を遂げることを通じて、この産業の発達と密接な繋がりがある海軍力の強化を図ることにあった。それだけではない。そのもっと重要な目的はさらに、オランダの仲継貿易の拡大を阻むことに向けられていた。世界の貨物集散地であるアムステルダムに輸入された商品が、オランダ人の手によって、その重要な仲継貿易圏であるイギリスに輸出されるのを妨げることにあった。オランダ経済の特徴は、財貨を他国から輸入して別の国に輸出するにすぎない、対外依存的な活動をその支柱にしている、という点にあった<sup>(37)</sup>。したがって、当の法律が発効されて、オランダの貿易商人と海運業者がその主要な貿易ルートを失うならば、この国はその外国貿易の活動を抑制されるだけでなく、その経済の存立基盤そのものを危うくすることになるであろう。そのような理由により、航海法が成立したとき、とりわけオランダの貿易商人と海運業者は酷く不安に陥って狼狽した<sup>(38)</sup>。クロムウェルによる航海法の発布はいずれにせよ、オランダ商船の拿捕とともに、オランダによ

る国際貿易の独占的支配に対し、武力の行使をも辞さないで対抗することを表明するものであった。

スミスは『国富論』で、クロムウェルの当の航海法とそれに続いてチャールズ二世が制定した同種の法を、次のように賞讃している。「この有名な法律の諸規制のなかのあるものが、国民的敵意（national animosity）から出ていたであろうということは、ありえないことではない。しかしそれらの諸規制は、すべて最も思慮ある英知によって命じられたかのように、賢明なものである」<sup>(39)</sup>、と。コスモポリタニズム世界主義の立場から自由貿易を唱えたスミスが、このように述べていることは、意外に思える。彼は、近代に入って「不和と敵意」の關係に陥っているヨーロッパ諸国が、そのような状態を脱して「連合と友情との絆」で結ばれた「大商業共和国」（great mercantile republic）を形成すべきであるという構想を、抱いていたからである<sup>(40)</sup>。確かにスミスにとって、航海法それ自体は、自由な商業活動を妨げる重商主義的規制を内包するものであった。彼は自由主義の政策立場から、この法は不都合であると次のように述べている。「航海法は対外商業にとっても、対外商業から生じうる富裕の増大にとっても、有利なものではない」<sup>(41)</sup>、と。ところが彼によれば、この国が17世紀に航海法を發布したことは、対外政策という幅広い見地から見て、極めて適切な行為だったのである。この法を賞讃する理由について触れながら、彼は次のように述べている。「国防（defence）は富裕よりもはるかに重要であるから、航海法（act of navigation）は恐らく、イギリスのすべての商業的規制のなかで最も賢明なものである」<sup>(42)</sup>、と。このスミスの言説は、強国オランダの威力に圧倒されて守勢に立っていた、17世紀のイギリスが置かれていた、困難な国際政治的状况を顧みながら発せられたものであるといえる。しかしながら、この国がその劣勢の状態を脱して海外進出を積極的に図るには、強国オランダの武力から身を守るだけでなく、さらに進んで、このライバル国に真っ向から挑むことが可能となる政治力・軍事力を備えることが不可欠であった。というのも、1652年に刊行された『代弁者』（*The Advocate*）の匿名者がいみじくも述べているように、「貿易で勝利するのは最強国であるから、貿易は一種の戦争である」というのが、当時の紛う方ない現実だったからである<sup>(43)</sup>。このような見解が、国際問題は究極的には武力によって解決されるという、マンの言説と軌を一にするものであることは、いうまでもない。

クロムウェルによる航海法の發布は、事実上の宣戦布告であった。F・リストの言葉を借りれば、「航海法はイギリスの成長しつつある支配権がオランダの勢威ある支配権の面上に投げつけた、決闘を宣する手袋であった」<sup>(44)</sup>。第一次英蘭戦争は、それが發布された翌年（1652年）に始まった。この戦争が起こったとき、イギリスの海軍力は決してオランダに劣っていなかった。その海軍は共和制成立後の1649年～51年のあいだに著しく増強され改善されていた。ところが、オランダ艦隊はこれとは逆に、同じ期間に縮小されていた<sup>(45)</sup>。イギリスの戦艦の数は85隻で、確かにオランダの112隻よりも少なかった。ところがその戦艦は概して大型で、1隻あたりの平均ではオランダの軍艦よりも多くの水兵と、大きな大砲をより多く搭載できた。しかもイギリス

海軍の組織力は抜群に優れていた<sup>(46)</sup>。戦いが始まった頃、イギリスの提督ロバート・ブレイク（Robert Blake, 1599-1657）は、この戦争で敵の艦隊を破壊しようという意図を当初はもっていなかった。オランダの艦隊ではなくその商業を破壊することが、その当面の目的であると考えていた。イギリス海峡を封鎖して、オランダの銀船隊（Silver Fleet）がそこを通過するのを阻止する。そうすることにより、商業の不可欠な用具である地金（＝鑄貨）が、オランダ商人の手に大量に流入するのを食い止める。そのようにしてライバル国の貿易活動の拡大を抑制するのが、自分の使命であると考えていた。しかるにオランダの司令官マールタン・トロンプ（Maarten Tromp, 1597-1653）は、これとは異なる意図を当初からもっていた。彼にとっては、イギリス艦隊に積極的な攻撃を加えてそれを破壊することが、この戦争の目的であった<sup>(47)</sup>。

戦闘は5月に始まった。その切っ掛けは些細なことであった。イギリス海峡を航行していたオランダの軍艦が、ブレイク提督の率いるイギリス艦隊に敬礼する（旗を少し下げて敬意を表する）のを怠った。そこでブレイクはトロンプに対し、その軍艦の正体を突き止めるように要請した。ところがトロンプはこれを拒否し、ブレイクはそれに憤慨したことから、双方の艦隊のあいだで砲撃が始まり、宣戦が布告されることになった。ブレイクはジョージ・マンク（George Monck, Duke of Albemarle 1608-70）の支援を受けながら、トロンプに対して圧倒的に優勢に戦った。双方の強大な艦隊が北海とイギリス海峡で9回ほど衝突したが、そのほとんどの海戦でオランダ艦隊は粉碎された。その後、1653年7月におこなわれたスヘーフェニンゲン（テセル）の海戦で、イギリス軍は決定的な勝利を取めた。この戦いでオランダ艦隊は撃破され、トロンプは1,600人のオランダ水兵とともに戦死した。こうしてイギリスは海戦でオランダに圧勝したけれども、クロムウェルはこれ以上の攻撃を敵国に加えようとはしなかった。彼自身は最初からオランダと戦火を交えることに乗り気ではなかったからである。本来イギリスは同じプロテスタント教国であるオランダとは同盟を結ぶべきであり、刃はオランダではなくカトリック教国スペインに向けられるべきである、と考えていたからである。こうして結局、オランダからの申し出により、1654年4月にウェストミンスター条約（Treaty of Westminster）が結ばれて戦争は終結した。しかしながら、イギリスは勝利したにもかかわらず、この条約で得たものはほんの僅かであった。

確かにオランダはこの戦争で、政治的・軍事的にだけでなく経済的にも大きな打撃を被った。アムステルダム市長の算定によれば、この国は約1,200隻の商船と漁船を失った。その結果、その鯨業と海運業は麻痺状態に陥り、遠隔地貿易の大部分はしばらく活動を停止しなければならなくなった。しかしながら、この国は敗戦による経済的不振の状態から速やかに脱出した。イギリスがスペインと戦争をおこなっていた1655年～60年のあいだに国際的仲継貿易を再開して、最強国としての地位を取り戻した。それどころではない。この強国は東インドでの独占的支配を拡大して、最も繁栄する「黄金時代」を迎えることになった。要するに、第一次英蘭戦争におけるイギリスの勝利は、ライバル国の経済力と国力を微塵も打ち砕くことはできなかったのである<sup>(48)</sup>。

イギリスでは1660年に王政が復活して、チャールズ二世の治世となった。オランダの事実上の宰相デ・ウィット (Jan De Witt, 1625-72) は、チャールズと友好を結ぶことを欲した。海上貿易に経済的基盤を置くオランダにとっては、ライバル国と友好関係を築いて、海洋を平穏な状態に保っておくことが望ましい、と考えたからである。またチャールズは、妹メアリーが王女であるオランダと敵対することは、もとより望んでいなかった。こうしてロンドンで、デ・ウィットの使節とチャールズ国王とのあいだで和平交渉が始まった。しかし交渉は難航し、遅々として進展しなかった。オランダは航海法の撤廃とイギリスの領海での漁業権を主張したが、これはイギリスにとって受け入れがたい要求であったからである。そうこうするうちに、双方の友好的雰囲気をつぶすことが起きた。議会で、クロムウェルの旧航海法に代わる新しい航海法が通過した。しかもチャールズはロンドンのシティと下院から強い圧力を受けて、やむなくその制定を承認した。このチャールズによる航海法の制定が、和平交渉にとって破滅的な打撃であったことは、いうまでもない。その頃ハーグ大使を務めていたダウニングによれば、航海法は「オランダの側にとっては、世界のすべての事柄のなかで最も大きな苦痛の種」<sup>(49)</sup> といって然るべきものであった。それだけではない。航海法に続いて、イギリス沿岸から10マイル以内の領域で漁業ができるのはイギリス臣民だけであるという内容の法案が、議会で上程されて速やかに立法化された。この立法化が、和平交渉でのオランダの要求にたいする拒絶の表明であったことは、いうまでもない。こうして交渉は決裂した<sup>(50)</sup>。結局、D・オッグが指摘しているように、「王政復古時に交わされた儀礼的挨拶は、二国民のあいだの競争関係と嫌悪とを覆い隠すのに役立つだけであった」<sup>(51)</sup>。

その後、両国は海外交易において極めて険悪な関係に陥った。1661年以降、西アフリカ・カリブ海・東インドでの交易活動において激しく衝突し、1664年までにはさらに対立を深めて、戦争が不可避であるという状態に入った<sup>(52)</sup>。国王チャールズとそれに仕える2人の老練な政治家クラレンドン (Edward Hyde, 1st Earl of Clarendon, 1609-74) とサウサンプトン (Thomas Wriothesley, 4th Earl of Southampton, 1607-67) は、戦争に乗り気ではなかった。ところが3人の若い政治家ヘンリー・ベネット (Henry Bennet), トマス・クリフォード (Thomas Clifford), ウィリアム・コヴェントリ (William Coventry) は、ヨーク公 (Duke of York: 後のジェームズ二世) とともに対オランダ戦争に突入することに積極的であった。また下院は好戦的な風潮に染まっていた<sup>(53)</sup>。同年4月21日に下院において、イギリスの貿易の衰退の原因は、オランダ国民が世界の至る所でわが国王の権利を侵害する行為をおこなっていることにある、ということが確認された。また、そこでは上院と足並みを揃えて、「イギリスの交易を保護するための処置をオランダに対して取ることを、国王に要求する採決がおこなわれた。こうして政府は海軍に対し、戦闘の準備を整えるように命じた。しかるにこの国には、戦争を遂行することを可能にする不可欠の条件は備わっていなかった。海軍省の書記という職務にあってこのような事情を熟知していたサミュエル・ピープス (Samuel Pepys, 1633-1703) は、4月30日付の日記



で、「われわれはみな戦争を望んでいるようだが、それは自分たちが今相手に対して優位に立っていると思っているからだ。しかし、私としては戦争を恐れている」<sup>(54)</sup>、と記している。彼が憂慮するところによれば、政府は財源の不足に陥り、しかも海軍は酷く腐敗していた<sup>(55)</sup>。ところが、イギリスの国家財政がこのような手詰まりの状態にあった折しも、オランダは機先を制して戦闘行為に出た。11月21日に、イギリス海軍の軍需品を運搬していたスウェーデン商船を、オランダ艦隊が襲った。イギリスは直ちにこれに報復した。その日のうちに、提督テディマン（Sir Thomas Teddeman, ?-1668?）はオランダ商船を18~20隻ほど拿捕した。ピープスはその日の日記に、「戦争は始まった。どうかうまく終わりますように」<sup>(56)</sup>、と興奮を抑えた筆致で記している。その頃、下院は戦争のための補助金250万ポンドを票決した。これは先例のないほどに巨額の戦費であったけれども、ピープスの見積もりによれば、それでも大規模な戦争を遂行するには不十分な金額であった<sup>(57)</sup>。この戦費は月割査定税にもとづき、12月25日より調達が開始された。いずれにせよ、この国に逡巡している暇<sup>いとま</sup>はなかった。オランダ国会は翌年の1665年2月22日に戦争を宣言した。これに対しチャールズは不本意ながらも、3月4日に宣戦を布告した。この頃、国民のあいだでは反オランダの感情と戦意が高揚していた。むろんピープスは、このような楽観的な世論に同調しないばかりか、その動向を酷く懸念した<sup>(58)</sup>。こうして第二次英蘭戦争（Second Dutch War, 1665-67）が始まった<sup>(59)</sup>。ペティがこの戦争と直接に関係がある『賢者』を書いたのは、その戦いの真っ只中においてであった。

(1) Jordan ed., *op. cit.*, pp. 19-20.

(2) Cf. Jonathan I. Israel, *The Dutch Republic: Its Rise, Greatness, and Fall 1477-1806*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1995, paperback with corrections, 1998, Ch. 29, 30. 大塚久雄「オランダ型貿易国家の生成」（大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座』IV, 岩波書店, 1960年, 所収）, 参照。

(3) William Temple, *Observations upon the United Provinces of the Netherlands*, in *The Works of Sir William Temple*, London, 1757, Vol. I, p.183.

(4) Thomas Mun, *England's Treasure by Forraign Trade*, London, 1664 [1620], rpt. Oxford: Basil Blackwell, 1967, p. 72. トマス・マン（渡辺源次郎訳）『外国貿易によるイングランドの財宝』東京大学出版会, 1965年, 125頁。Vgl. Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschafts-geshichte des Mittelalters und der Neuzeit*, 1929, Nachdruck, München: R. Oldenbourg Verlag, 1971, Band II, S. 210. ヨーゼフ・クーリッセル（松田智雄監修）『ヨーロッパ近世経済史』I, 東洋経済新報社, 1982年, 302-303頁。

(5) *Ibid.*, p. 72. 邦訳, 126頁。

(6) *Ibid.*, p. 73. 邦訳, 同上。

(7) *Ibid.* 邦訳, 127頁。

(8) *Ibid.*, p. 74. 邦訳, 128頁。

(9) *Ibid.*, p. 81. 邦訳, 140頁。

(10) *Ibid.*, p. 74. 邦訳, 129頁。

(11) *Ibid.*, p. 75. 邦訳, 130頁。

(12) *Ibid.*, p. 74. 邦訳, 同上。

- (13) *Ibid.*, p. 75. 邦訳, 同上。
- (14) *Ibid.* 邦訳, 131 頁。
- (15) *Ibid.* 邦訳, 130 頁。
- (16) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (17) Keith Feiling, *British Foreign Policy 1660-1672*, London: Macmillan, 1930, p. 98.
- (18) Cf. David Maland, *Europe in the Seventeenth Century*, London and Basingstocke: Macmillan Education, 1966, 2nd ed., 1983, p. 242.
- (19) Cf. Feiling, *op. cit.*, Ch. III; Maland, *op. cit.*, Ch V.
- (20) Cf. David Ogg, *England in the Reign of Charles II*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1934, Vol. I, pp. 221-22.
- (21) Feiling, *op. cit.*, p. 94.
- (22) Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 226.
- (23) *Ibid.*, Vol. I, p. 223.
- (24) Cf. *ibid.*, Vol. I, pp. 226-27.
- (25) Cf. Maland, *op. cit.*, pp. 243-44.
- (26) Cf. E. Lipsn, *The Economic History of England*, London: Adam and Charles Black, 1931, 6th ed. 1956, rpt. 1971, Vol. II, pp. 169ff.
- (27) *Ibid.*, Vol. II, p. 276.
- (28) *Ibid.*, Vol. II, p. 275.
- (29) *Ibid.*, Vol. II, pp. 352-53; P. E. H. Hair and Robin Law, “The English in Western Africa to 1700”, in Nicholas Canny ed., *The Origins of Empire*, Oxford & New York: Oxford Univ. Press, 1998, pp. 246-51
- (30) Cf. *ibid.*, pp. 251-252.
- (31) Cf. Joseph E. Inikori, *Africans and the Industrial Revolution in England: A Study in International Trade and Economic Development*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2002, p. 217.
- (32) Cf. Hair and Law, *op. cit.*, pp. 253-54.
- (33) Cf. Feiling, *op. cit.*, p. 119; C. R. Boxer, *The Dutch Seaborne Empire, 1600-1800*, 1965, rpt. Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1973, p. 103.
- (34) Cf. Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 232; Charles Wilson, *Profit and Power: A Study of England and the Dutch Wars*, London, New York and Tronto: Longmans, Green and Co, 1957, p. 52.
- (35) Cf. Israel, *op. cit.*, p. 715.
- (36) Cf. Joan Thirsk and J. P. Cooper ed., *Seventeenth-Century Economic Documents*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1972, pp. 502-503; Lipson, *op. cit.*, Vol. III, pp. 121-22.
- (37) 大塚, 前掲論文, 330 頁, 参照。
- (38) Cf. Wilson, *op. cit.*, pp. 57-58.
- (39) Smith, *op. cit.*, Vol. I, p. 464. 邦訳 (2), 318 頁。
- (40) Cf. *ibid.*, Vol. I, p. 443, 493. 邦訳 (2), 283, 373 頁。
- (41) *Ibid.*, Vol. I, p. 464. 邦訳 (2), 319 頁。
- (42) *Ibid.*, Vol. I, pp. 464-65. 邦訳 (2), 320 頁。
- (43) Cf. Anon., *The Advocate*, London, 1652; Wilson, *op. cit.*, p. 57.
- (44) Friedrich List, *Das nationale System der politischen Ökonomie*, Stuttgart & Tübingen, 1841, Neudruck, Tübingen: Kyklos-Verlag Basel, 1959, S.71. フリードリッヒ・リスト (小林昇訳) 『経済学の国民的体系』岩波書店, 1970 年, 99 頁。
- (45) Cf. Israel, *op. cit.*, p. 715.
- (46) Cf. Wilson, *op. cit.*, pp. 64-65.

- (47) Cf. *ibid.*, pp. 68-73.
- (48) Cf. Israel, *op. cit.*, pp. 716-17, p. 727.
- (49) Cf. Herbert H. Rowen, *John de Witt, Grand Pensionary of Holland, 1625-1672*, Princeton, New Jersey: Princeton Univ. Press, 1978, p. 447.
- (50) Cf. *ibid.*, pp. 449-50.
- (51) Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 246.
- (52) Cf. Israel, *op. cit.*, p. 766.
- (53) Cf. Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 283.
- (54) Samuel Pepys, *The Diary of Samuel Pepys*, ed. by R. Latham and W. Matthews, Univ. of California Press, 1970-72, Vol. V, p. 137. ピープス（白田昭訳）『サミュエル・ピープスの日記』国文社，1987～2003年，第5巻，176頁。ピープスについては，次の文献を参照。Arthur Bryant, *Samuel Pepys: The Man in the Making*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1933; Samuel Pepys, *The Shorter Pepys*, ed. by Robert Latham, Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1985, rpt. 1993; Claire Tomalin, *Samuel Pepys: The Unequalled Self*, 2002, rpt. Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 2003, Ch. 12. 白田昭『ピープス氏の秘められた日記』岩波書店，1982年。
- (55) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 229.
- (56) Pepys, *op. cit.*, Vol. V, p. 137. 邦訳，第5巻，176頁。
- (57) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 247; R. Hutton, *Charles the Second*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1989, pp. 221-22.
- (58) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 228.
- (59) Cf. Ogg, *op. cit.*, Vol. I, pp. 283-84; Israel, *op. cit.*, p. 760.

## 第7章 『賢者』の戦費調達論

第二次英蘭戦争は，G・クラークにより「われわれの歴史における，純粹に商業的な戦争の最も明確な事例」<sup>(1)</sup>，C・ウィルソンにより「経済的競争から生じた戦争の古典的实例」<sup>(2)</sup>，J・A・ウィリアムソンにより「イギリス史における最初の純粹な植民地争奪戦（colonial war）」<sup>(3)</sup>と形容された。この戦争は，このように幾人かの歴史家によりさまざまな言葉で表現されたけれども，それが政治的・宗教的・文化的原因ではなく，主に経済的・商業的利害の対立が原因で生じた争いであったという点では，理解が一致している。またウィルソンが指摘しているように，第二次英蘭戦争が経済・商業戦争であったという，この戦争についての理解は，航海法が引き金になって勃発した第一次の戦争についても当て嵌まるであろう。

E・ヘクシャーによれば，17・18世紀に近代諸国家のあいだで繰り広げられた商業戦争（Handeskrieg）は，その頃西ヨーロッパ世界を覆っていた重商主義（Merkantilismus / Mercantilism）が原因で起こった<sup>(4)</sup>。その詳細は，こうである。重商主義とは，一言でいえば「国力の体系」（Machtssystem）である。すなわち，国力（政治力・軍事力）の強化を国家の追求すべき最高目標と捉える政策体系である。したがって重商主義においては，国家の最大の関心は国家の力に向けられるべきであるという，「国家理性」の観念が支配的であった。スミスにおいても同様に国力への関心は見られた。彼においても，国力の強化が求められた。しかし彼に

とって、「力はたんに〔他の〕目的のための手段にすぎなかった」<sup>(6)</sup>。国力は、国民の安全と富裕とを確保するための手段として求められたにすぎなかった。ところが、重商主義においてはスミスとは異なり、国力は、経済活動や国民の福祉・厚生のような何か他の目的のための手段ではなく、自己目的として重視され求められた。スミスとは逆に、経済活動や福祉・厚生のような重要な事柄でさえ、国力を強化するための手段として、その犠牲にされるべきであると考えられた。そのような考えにもとづき、「重商主義の統一的作業は、対内的に国力を個々の形成物から守る」<sup>(6)</sup> ことにある、と主張された。国内の諸々の事柄のなかでも、国家の最高目標を実現するための不可欠の手段として、とくに重視されたのは経済力（経済活動）であった。経済力は最高目標を実現するための不可欠の手段であるから、そのような手段として働くように体系的に組織化され、強化されねばならない、と主張された。要するに、「力の体系としての重商主義は何よりもまず、経済政策を自己目的としての力に役立つように適用する体系だった」<sup>(7)</sup> のである。経済力の強化を通じて、国力のそれを図ろうとする経済政策の体系だったのである。

それだけではない。重商主義はその目的を遂げるために、たんに自国の経済力の強化だけを力説したのではない。重商主義において、国力強化のために国内の諸々の事柄が犠牲にされるべきであり、とりわけ経済力がその強化のための手段として用いられるべきである、と主張されるにとどまったとしよう。そうであったとすれば、重商主義は戦争の原因にはならなかったであろう。ところが重商主義においては、その目的を遂げるためにさらに別の要件が不可欠であると考えられた。自国の経済力の強化だけではなく、さらに他国の経済力の弱体化が必要であると考えられた。そのために、重商主義は戦争の原因となったのである。その理論的道筋は、こうである。重商主義においては、世界の経済資源（wirtschaftliche Hilfsquellen）の量は一定不変であるという、「経済活動の静態的把握」が支配的であった。したがって、「一国の経済資源は他国のそれを犠牲にしてのみ増加されうる」<sup>(8)</sup> と考えられた。そうであるとすれば、自国の経済活動を拡大して経済力を強化するには、それに必要な経済資源を他国から奪ってこななければならない。経済を発達させるにはより豊富な経済資源を確保することが必要であるが、世界における資源の量が一定であるとすれば、他国から奪ってこない限りそれを確保することはできないからである。しかも重商主義においては、「自分の大地 [= 土地] にもとづき、自分の労苦 [= 労働] を通じて経済進歩を達成しようとする努力は、まったく見込みがない」<sup>(9)</sup> と考えられた。自国の絶対的な経済進歩よりも、他国と比較した相対的な進歩が重視され、「他国よりもいっそう強くなるという関係だけが問題」<sup>(10)</sup> である、と考えられた。重商主義においては、このような理論的脈絡により、自国の経済力を強化するには他国から経済資源を奪って、その経済力を弱体化する必要がある、と考えられたのである。要するに重商主義においては、煎じ詰めれば、その究極の目標である国力の強化を実現するには、ライバル国の国力を犠牲にすることが不可避であると主張されたのである。諸国家がこのような観念に取り憑かれ、しかもその政策目標を実現しようとするならば、むろん諸国家間の利害は衝突する。ところが西ヨーロッパの近代諸国家はこぞって

このような観念に取り憑かれ、経済力と国力を強化するためにこのような政策を遂行したので、「重商主義の悲劇」ともいうべき忌まわしい戦争が引き起こされたのであった。

英蘭戦争は、イギリスとオランダが海上交易の支配を巡って争った経済戦争であった。この戦争のこのような性質は、この時代の戦争についてのヘクシャーの解釈と、大筋において符合する。彼は近代諸国家間の対立を、有限な経済資源の配分を巡って争われたゼロサム・ゲームである、と理解したからである。英蘭戦争は極限すれば、世界における財貨の供給市場とその販売市場との独占的支配を求めて、二国間で繰り広げられた血腥いゲームであった。当時、国際市場には未開拓の領域があり、その大きさが限られていたわけではない。ましてや、世界における経済資源の量が一定不変であったわけではない。ところが、経済活動の軸足を外国貿易に置いていた、当時の国家の為政者や貿易商人の眼には、あたかも国際市場の大きさと、それが供給するさまざまな財貨（金銀、奴隷、農・水産物、工業原料・製品など）の量には限りがあるように映じた。したがって、自国の経済活動を拡大して経済力を強化するには、ライバル国と争ってより大きな市場を獲得するより他に方途はないように思えた。イギリスのような後発の国家は、最強国オランダが独占的に支配している市場を掘り崩さない限り、新たな前途を開くことができないように思えた。ピープスは、第二次英蘭戦争が開始される前年にあたる1664年2月2日付の日記で、「世界の貿易量は、われわれ二国にとってあまりに小さいので、どちらか一方が倒れなければならないのだ」とコック船長がコーヒーハウスで話していた、と記している<sup>(11)</sup>。

当の戦争で勝利するには、むしろイギリスもオランダも国力を強化することが不可欠であった。市場を獲得して経済活動を拡大するには、戦争で勝利しなければならないが、そのためには何よりも政治力・軍事力を強化する必要があった。実際のところ、両国は海上交易の支配を巡る当の戦争にさいして、海軍力の強化を競い合った。このことは、重商主義においては国力を強化するために経済力が強化されたというヘクシャーの解釈と、必ずしも背離しない。というのも、経済力を強化するための国力の強化は、国力を強化するための経済力の強化でもあったからである。その詳細は、こうである。国力の強化が功を奏して戦争に勝利し、経済力を強化することができたでしょう。そうすれば、この国力の強化によってもたらされた経済力の強化は、今度は逆に国力の強化をもたらすことになるからである。戦争に勝利して商業的至上権を掌握し、交易を拡大して経済力を強化することができたでしょう。そうすれば国民の担税力は強くなり、国庫には豊富な税収入がもたらされて、政府は国力を強化するための潤沢な軍資金を獲得することが可能になるからである。ルイ14世の財務総監コルベールは、「商業は財政の源であり、財政は戦争の生命の活力（Levensnerv / vital nerve）である」<sup>(12)</sup>と記している。ところが、この商業（経済力の強化）→財政（担税力の強化）→戦争（政治力・軍事力の強化）という因果的連鎖は、一回限りで終わることなく、結果が原因となって新たに繰り返される。つまり経済力の強化と国力のそれとは、一方的ではなく相互依存的な関係にあるといえる。ヘクシャーは、重商主義においては国力が自己目的として強化され、そのための手段として経済力の強化が図られた、と指摘し

ている。しかしながら、英蘭戦争時のイギリスとオランダにおいて、そのように国力の強化が国家の最高目標として求められたのか否かは、定かではない。

なお、ヘクシャーの解釈を理論的枠組みにして、英蘭戦争の心髄を浮き彫りにしようとするばあいには、留意しなければならない点がある。それは次のような、少し厄介な事柄である。ヘクシャーが重商主義に起因する戦争を論じるばあいには、主に念頭に置いているのは、17世紀末から18世紀にかけて英仏間で遂行された四つの大きな戦争である。その時期に、両国は確かに経済力と国力を強化するために、重商主義＝保護主義の政策を強力に推進した。ヘクシャーによれば、その重商主義政策が究極的な原因となって英仏間に対立が生じたのであった。英蘭戦争はいうまでもなく、名誉革命に先立つ17世紀中頃に遂行された。その頃、両国は確かに経済力と国力を強化するための政策を推進した。ところが、そのさいにオランダが推進した政策は——イギリスのばあいとは異なり——全面的に重商主義的なそれではなかった。この国では早くから国際交易の自由が唱えられ、自国にとって有利と判断されたばあいには、重商主義的な政策と並行して自由主義的な政策が積極的に採用された。海外取引を促進するために、関税障壁は比較的安く設定され、輸出入禁制品の種目は限定された。また海洋貿易と漁業を振興するために、反保護主義的な「海洋の自由」が唱えられた<sup>(13)</sup>。つまりJ・W・ホラクスが指摘しているように、「オランダの重商主義システムは完全なものではなかった」<sup>(14)</sup>のである。またC・R・ボクサーが指摘しているように、逆の立場から見れば、「オランダ人は有益な独占を維持できると判断した時には…自由貿易主義（free-trade principles）を素早く放棄した」<sup>(15)</sup>のであった。すなわちオランダにおいては、自国の経済力と国力とを強化するために双方の政策立場が、状況に応じて柔軟かつ巧妙に採用されたのである。そうであるとすれば、英蘭戦争は必ずしも重商主義だけが原因で生じたのではなかった、といえる。17世紀末以降における英仏間の戦争が、主に重商主義に起因する国家間対立であったという理解には、異論がない。しかしながら、近代諸国家間の対立がおしなべて、重商主義だけに原因を宿す事象であったと理解するならば、議論の余地がある。

第二次英蘭戦争は1665年に始まった<sup>(16)</sup>。最初の戦闘は6月にローストフト沖でおこなわれた。6月1日に、海軍卿ヨークの率いるイギリス艦隊（150隻）とヤコブ・オブダム（Jacob Opdam [Obdam]）の指揮するオランダ艦隊（100隻）とが、サフォーク海岸沖で互いに視界に入るほどの至近距離に接近した。3日早朝、イギリス軍が風上にあつたときに戦闘が始まり、交戦は一日中続いた。「かつて見たこともない強力で十分に装備された二つの艦隊が、地球の半分以上と、諸国の商業取引と、世界の富との支配をめぐる争った」。詩人ジョン・ドライデン（John Dryden）はこの戦いを、いっさいの詩情を排しながらこのように評している<sup>(17)</sup>。結局、このローストフト沖海戦（battle of Lowestoft）はイギリス軍の大勝利に終わった。その吉報は5日後の6月8日に、国王チャールズと国民の耳に届いた。ヨーク公の秘書コヴェントリはアルベマール公爵宛に手紙を書いて、海戦の状況を詳細に報告した。コヴェントリの部下として、この手紙をいち早く読む機会をえたピーブスは、その全文を自分の手帳に書き写し、その概略を8日

付けの日記に次のように書き留めた。オランダ軍は約 24 隻の軍艦と 8 千～1 万名の水兵、それに提督オブダムを失ったのに対し、イギリス軍は水兵 700 名を失ったにすぎない、と<sup>(18)</sup>。

この勝利にイギリス国民は酔いしれた。ピープスも日記に、「かつて耳にしたことのないほどの大勝利」と記した。だが勝利の喜びも束の間、この戦争の行方をも左右するような酷い災厄に、この国は見舞われた。すでに以前よりオランダから上陸して流行していたペストが、ローストフト沖海戦が終結した頃に急速に蔓延したのである。ロンドン「死亡表」によれば、6 月 15 日から 21 日までの 1 週間にこの都市で、ペストにより 267 人が死亡した。7 月の第 1 週には 700 人が、第 2 週には 1,000 人以上が亡くなり、この疫病による死亡者総数は 8 月末までに 6,000 人以上に昇った。9 月にはロンドン以外の地域にも広まって、この月だけで 3 万人以上の人々が亡くなった。ペストの流行はこの国の経済状態にも、むろん悪い影響を与えた<sup>(19)</sup>。経済活動が全般的に麻痺したことにより、政府の租税収入は著しく減少した。そのために政府は、新たな海戦を間近に控えて、戦費に充てる財源を確保する必要に迫られていた、ちょうどそのときに深刻な財政難に陥った。けれども、戦争を遂行するための費用を調達することは不可避であった。そこで議会は 10 月 31 日に、125 万ポンドの戦費を月割査定税（Monthly Assessment）で調達することを票決した<sup>(20)</sup>。ところがこの票決により、むろん国家財政が窮迫状態を脱したわけでも、戦費財源の枯渇という事態が打開されたわけでもなかった。この国には実際のところ、125 万ポンドもの金額を戦費に充てるほどの余力はなかった。

ペティが『賢者』を執筆したのは 1665 年の秋、議会在が 125 万ポンドを票決した 10 月 31 日より後で、クリスマスよりも前にあたる時期である。その頃、ペストの流行は下降に入っていたけれども、国家財政は極めて逼迫した状態にあった。彼はこの論説で、面前の対オランダ戦争を遂行するのに必要な経費を合理的に調達する方法を提案した。彼が戦費調達の問題に関心を寄せ、これを検討しようと思うようになったことの動機の一つに、海軍省書記官ピープスとの出会いがあったと思える。ピープスは 1660 年 1 月 10 日付の日記において、ジェームズ・ハリントン（James Harrington）の主宰するロータ・クラブ（Rota Club）に出席し、そこでペティに会ったと記している<sup>(21)</sup>。恐らくこれが双方が顔を合わせた最初である。ペティがハリントンのクラブに参加していたことは、確かである。彼が書いたオーブリ宛の書簡に、次のような叙述が見られる。「この国は自然哲学の方法が応用されることを待っている。私のパリでの旧師トマス・ホップズ氏の著作と、ロータ・クラブでジェームズ・ハリントン氏によって導かれた議論とが、発端であった」<sup>(22)</sup>、と。またフィッツモーリスは、「ウィリアム・ペティ博士はロータのメンバー（Rota man）であり、このハリントンのクラブにおいて時々彼を困らせたものであった」<sup>(23)</sup>と記している。その後、ペティとピープスは徐々に親交を深めていった。1664 年にはコーヒハウス「ウィルズ」（Will's）で談論を楽しむほどの親しい間柄になっていた。その頃ピープスは日記で、ペティを「ひじょうに筋道の立った会話をする人で、考えているすべてのことを、彼ほどに極めて明瞭かつ明確に話せる人は稀である」<sup>(24)</sup>と評している。ピープスは 1665 年 2 月にトマ

ス・ポーヴィ (Thomas Povy) の推薦により、王立協会の会員に選任された。この協会の会員なかで、彼が心から信頼できる友人は、ジョン・イーヴリン、ロバート・サウスウェル、それにペティであった<sup>(25)</sup>。これに対しペティは書簡で、ピープスを「われわれの共通の友人」(our mutual friend)と呼んでいる<sup>(26)</sup>。ペストが流行し始めた65年6月には、ピープスはペティ、ロバート・フック、ジョン・ウィルキンズのような科学愛好家を誘って、サリー州にある彼のゆかりの地エブソンへ避難した。ペティは書簡で、その時の様子を次のように記している。「私は王立協会の会員と一緒に数日を過ごして、実用的な考案物を発明し、自然哲学の話題について議論した」<sup>(27)</sup>、と。その後ピープスは、議会在が125万ポンドを票決した数日前の65年10月27日に、軍需部食糧課検査主任 (Surveyor-General of the Victualling) に任命された。彼は、海軍省の財政事情が具に分かるこの役職に就いて、戦費財源の枯渇という事態が、差し迫る海戦に及ぼすであろう深刻な影響を懸念した。A・ブライアントによれば、「注意深く論理的な思考力があるピープスは、そのような財政的沈滞が必ずもたらす帰結を、他のどのような人よりも深く理解していた」<sup>(28)</sup>。ピープスは11月6日付の日記において、海軍会計官サー・ジョージ・カータレット (Sir George Carteret, ?-1680) に対し、「国王が来年に再び艦隊を配備することは不可能です…貨幣が入ってくる見込みはないので、みんな破滅することになるでしょう」<sup>(29)</sup>と率直に述べた、と記している。ペティが『賢者』を執筆したのは、ピープスとの親交が深まり、この国が戦費調達対策に苦慮していた、ちょうどその頃であった。

『賢者』は名誉革命後の1691年に刊行された。ペティはこの革命の前年にあたる1687年に、亡くなっていた。したがって、『賢者』はいうまでもなく刊行年よりも以前に執筆され、遺著として1691年に刊行された。この論説が1665年に執筆されたことは、彼自身が作成した手書きの自著目録から明らかである<sup>(30)</sup>。またこの論説の叙述からは、それが同年の秋に執筆されたことが明らかである。この論説は書物として「賢者には一言をもって足る」というタイトルで刊行された。ところが、ペティは「賢者には一言をもって足る：および国民の価値」(Verbum Sapienti; and the value of People) とか、「賢者には一言をもって足る：あるいは、租税と国民の価値についての論説」(Verbum Sapienti Or a discourse about Taxes & the Value of People) というような、もっと長いタイトルを考えていたようである<sup>(31)</sup>。なおこの論説のタイトルは、古代ローマの喜劇詩人テレンティウス (Terence) の格言 “Verbum sapienti sat est” から採られたものであると思える。

1691年に書物として刊行された『賢者』は、序論と10の諸章とによって構成されている。しかしながら、『賢者』は一気に書かれた時局論的な論説であるために、その手稿は章・節の区分をいっさい持っていない<sup>(32)</sup>。したがって、それぞれタイトルが付された諸章への区分けは、編者によってなされたものである。冒頭の部分は、編者により「序論」として分けられている。ここでは、『賢者』がいかなる意図をもって書かれた、どのような内容の論説であるのかということが、端的に記されている。その叙述を通じて、この論説が眼前の戦争を遂行するために必要な



経費を調達する合理的方法を提案するために書かれた、時局論的パンフレットであるということが分かる。そこでまず、この「序論」を検討することから始めたい。

ペティはまず現行の戦費調達方法を次のように批判することから、筆を起している。「(i)多くの人は、1カ月当たり僅か7万ポンドを調達するために、関税・内国消費税・煙突税などとして…支払っているものの他に、彼らの全財産の  $\frac{1}{10}$  を支払うように強いられている。…(ii)それゆえにオランダとの戦争 (War with *Holland*) がさらに長く2年間続くなれば…その同じ人々は1665年クリスマスから、全財産の  $\frac{1}{3}$  を支払わなければならない」<sup>(33)</sup> [(i)(ii)の数字は引用者]、と。

この『賢者』の冒頭に置かれた叙述はきわめて重要であるけれども、不明瞭な部分が多い。そこでこの叙述の内容をできるだけ確に把握するために、幾つかのコメントを加えておきたい。第1に、(i)に「1カ月当たり僅か7万ポンドを調達する」という叙述が見られるが、これが具体的に何を指しているのかは、明確ではない。C・H・ハルによれば、これは1661年12月20日に制定された18カ月月割査定税 (18 months' Assessment) を指している<sup>(34)</sup>。しかしながら史的文脈に照らして、この解釈は妥当であるとはいえない。現在形で書かれた当の叙述が、すでに効力を失っていた過去の租税を指しているというのは、辻褄が合わないからである。この叙述は恐らく、1665年2月9日に制定された36カ月月割査定税 (36 months' Assessment) を指している、と思われる。この租税で徴収された収入は月額7万ポンドではなく、ほぼ7万ポンド (6万8,819ポンド) であったけれども、そのように理解することは妥当であると思える。

第2に、月割査定税 (Monthly Assessment) は本来総合的収益税 (すべての動産・不動産収益に課せられる租税) でありながらも、動産収入が不正に課税の網を逃れたことから、地主 (および借地農) の地代収入にのみ課せられる事実上の地租と化していた。すなわち査定税は実際には借地農が支払って、地主が負担したとされる土地税であった。したがって、(i)に見られる「多くの人々」という表現は、地主と借地農を指していると理解するのが、妥当であるかも知れない。ところが、この点については慎重な検討が必要である。ペティは『租税貢納論』で、租税転嫁論の観点から月割査定税を分析して、地租と化していたこの租税が究極的には借地農やすべての地主に対してではなく、一部の地主 (借地農と長期の借地契約を結んでいる地主) に対してのみ負担がかかる不公平な租税である、という結論を導き出している<sup>(35)</sup>。したがって、このようなペティの見解に即して厳密に解釈するならば、この「多くの人々」は一部の地主を指している、といえる。

第3に、(ii)に見られる、「1665年クリスマスから、全財産の  $\frac{1}{3}$  を支払わなければならない」という叙述は、1665年10月31日に24カ月月割査定税 (24 months' Assessment) が制定されたことを指している。第4に、(i)に「多くの人々」 (=地主) は「全財産の  $\frac{1}{10}$  を支払う」という叙述が、(ii)に「全財産の  $\frac{1}{3}$  を支払わなければならない」という叙述が見られる。ところが、この  $\frac{1}{10}$  とか  $\frac{1}{3}$  という数値がどのようにして算出されたのであるのかは、定かではない。ペ

ティは「全財産の  $\frac{1}{10}$  を支払う」という叙述への但書として、「彼らは1ポンドの地代収入 (Pound Rent) につき、1カ月当たり2ペンス、すなわち1年当たり2シリングないし全財産の  $\frac{1}{10}$  を支払う」<sup>(36)</sup>、と記している。月割査定税は確かに、地代収入1ポンドにつき××シリングを課するという、ポンド・レイト方式によって調達された。したがって、1カ月当たり2ペンス (=年間2シリング) が課せられるとすれば、そのばあい課税率は確かに10% (=  $\frac{1}{10}$ ) である。ところが留意すべきは、このばあい地主が負担するのは地代収入の  $\frac{1}{10}$  であって、全財産のそれではない。

もっとも、ペティがこのような数値で示唆しているように、地主が借地農とともに重い税負担をかけられていたことは、確かである。とりわけ対オランダ戦争が始まってから二つの月割査定税が相次いで導入されたことにより、地主と借地農が背負う負担は急増した。巨額の戦費を調達するには徴収の効率性が優れている査定税 (=地租) を措いて他に、適切な租税はなかった。そのために政府は、地主と借地農の双肩にかかるこの租税を相次いで導入した。オランダ艦隊がスウェーデン商船を襲撃して戦争への突入が必至となった64年11月に、議会は36カ月月割査定税で戦費250万ポンドを調達することを決めた。月額6万8,819ポンドが3年間課せられて総収入額247万7,500ポンドをもたらすというこの査定税は、翌年2月9日に国王の裁可を仰いで「国王の補助金」(Royal Aid) という表題が付けられた。続いて、ローストフト沖海戦後の65年10月31日には、24カ月月割査定税で戦費を調達することが決まった。月額5万2,083ポンドが2年間課せられて125万ポンドの総収入をもたらすこの査定税には、「追加的補助金」(Additional Aid) という表題が付けられた。いずれにせよ、これら二つの査定税は1665年クリスマスから2年間、同時に効力を発することになったので、実際のところ地主と借地農にとってかなり重い負担となった<sup>(37)</sup>。

『賢者』の冒頭の叙述には、このように理解が容易ではない箇所が少なからず含まれている。けれども、その叙述が意味するところは、もっと幅広い視野から概ね次のように理解することができるであろう。ペティはここで、月割査定税が地主の双肩にのみ負担が課せられる不公平な租税であるという理由により、これを批判している。直接的には、当時効力を発していた36カ月月割査定税と、採用が決まった24カ月月割査定税とを批判している。これら二つの査定税は、眼前の戦争を遂行するのに必要な経費を調達するために導入された。したがってここで、彼はさらに進んで、査定税に依拠して戦費を調達しようとする現行の方法を批判している。彼がこの戦費調達方法を批判するところは、こうである。これは一部特定の人々 (=地主) の双肩にのみ負担をかけることによって戦費を賄おうとする、不公正な調達方法である。地主は一般の納税者として、すでにさまざまな租税を支払っている。したがって、彼らはこの方法により、新たに余分な税負担をかけられるている。しかも彼らだけが身を犠牲にして、巨額の戦費を負担している。したがって眼前の戦争が長期化すれば、むろん戦費はいっそう膨らんで、地主の負担はいっそう増大する。やがて彼らは税負担の重圧に耐えられなくなるであろう。そうなれば、彼らが零落す

るだけでなく、当の調達方法そのものが破綻するという事態が生じることになる。要するに、これは不公正で不合理な戦費調達方法である。

続いてペティは序論で、以上のような批判を踏まえて、現行の調達方法に代えて採用されるべき新たな方法を提案している。次の叙述がそれである。「もし公共的経費（Publick Charge）が比例的に負担されるならば、たとえ租税が…1カ月当たり25万ポンドにまで増加したとしても、自分の全財産の $\frac{1}{10}$ 以上を支払う必要がある人はいない」<sup>(38)</sup>。この叙述はあまりに簡潔すぎて、意味するところが判然としない。ところがこの叙述は、彼が『租税貢納論』で表明した次の見解を想起させる。「人々は、彼らが公共の平和（Publick Peace）に浴している分け前と利益に応じてのみ、すなわち彼らの財産や富に応じて、公共的経費に貢献すべきである」<sup>(39)</sup>。これは彼がホッブズの見解を継承しながら表明した「租税利益説」である。その趣旨はこうである。国民は、政府によって平和が人為的に生み出され、その状態が保たれているから、生産活動に安心して従事し、財産や富を形成することができる。こうして国民はすべてが、政府から利益を享受しているから、享受している利益の大きさに応じて——すなわち、平和のもとで形成された財産の大きさに比例して——その利益への代価として租税を支払うべきである。

ペティは序論で、このような租税根拠論を軸に据えて新たな調達方法を提案している、と思える。そうであるとすれば、当の叙述は次のように解釈できるであろう。この国は現在、強国と戦争をおこなっている。そのライバル国からの侵略を防いで、国民の生命・財産の安全を確保するには、この戦争を優勢に遂行して勝利に導くことが不可欠の条件として求められる。ところが、その眼前の目的を遂げるために必要な戦費は現在、一部特定の人々により、その財産を少なからず犠牲にして調達されている。そこで、そのような不合理な方法を退けて、戦費を含むすべての公共的経費がすべての国民によって、それぞれの財産の大きさに比例して調達されるならば、巨額の戦費でさえさほど困難なく支払われうるのである。しかも、戦争の勝利によって利益を受けるのはすべての国民であるから、そのすべてが戦費を負担するのは妥当である。すべての国民から担税能力に応じて戦費を調達するのは、公正で合理的な方法である。要するにペティはここで、地主だけでなく、あらゆる諸階級の人々がこぞって戦費負担に参加する方法を提案しているのである。それが具体的にどのような内容の方法であるのかは、本論で示される。

ペティは第1章以降で、戦費の合理的調達方法を提案している。その提案の主な内容は、結論から先にいえば、戦費調達を主眼とする税制改革である。税負担を国民大衆に積極的に課することによって、戦費を調達するというものである。『賢者』はもとより、財政問題を包括的に論じた『租税貢納論』のような、体系的な書物ではない。それは同じ財政問題を扱っているけれども、租税に関わる焦眉の問題を打開するために執筆された、時局論的なパンフレットにすぎない。とはいえこの論説では、経常経費と臨時的経費をそれぞれ分析して、それらの経費を効率的に調達する手段を模索するという道筋を辿りながら、漠然とながらも経費論から収入論へという順序で、それなりに整然と議論が展開されている。そこでここでは、ほぼこの論説での議論の順

序にそって検討を加えていきたい。

ペティは第1章「この王国についての幾つかの計算」で、この国（イングランドとウェールズ）の富（価値）の大きさを計算している。その概略は次のとおりである。第1に、人口は約600万人で、グラントが算定した640万人よりも少ない。いかなるデータにもとづき、どのようにして人口が算定されたのかは示されていない。したがってグラントとは異なる数値が算出された理由は、分からない。それはともかく、人口600万人にもとづき、国民全体が1年間に要する最低限の生活費が4,000万ポンドであることが、次のような計算によって示されている。すなわち、6ポンド13シリング4ペンス（国民1人当たりが、生活必需品を得るのに必要とする年間の経費）×約600万人である。第2に、土地の面積は2,400万エーカー（＝3万7,500平方マイル）で、グラントが算定した3万9,000平方マイル（＝2,496万エーカー）よりも小さい。その理由は分からない。それはともかくここでは、この土地面積2,400万エーカーにもとづき、その土地の価値の大きさが1億4,400万ポンド（＝1年間の地代による総収益800万ポンド×18購買年数）である、と算定されている。第3に、イングランドにおける家屋全体の価値は、3,000万ポンドである。この数値は、家屋の価値が煙突1本当たり4～12ペンス（ロンドンとそれ以外の地域で異なる）であるという推定にもとづき、煙突税収入を調査することによって算出されたものである。しかしながら、この家屋の価値の計算にさいして、ウェールズが除外されている理由は分からない。第4に同様に、イングランドとウェールズにおける船舶約50万トンの価値（1トン当たり6ペンス）が300万ポンド、家畜の価値が3,600万ポンド、金銀鋳貨のそれが600万ポンド、家財道具が3,100万ポンドであることが、算定されている。こうして、この国における富の大きさは総計2億5,000万ポンドであり、その細目は整理して次のように図示されうる。

土地	1億4,400万ポンド
家屋（イングランドのみ）	3,000万ポンド
船舶	300万ポンド
家畜	3,600万ポンド
金銀鋳貨	600万ポンド
家財道具	3,100万ポンド
<hr/>	
総計 2億5,000万ポンド	

ペティはこの富の計算を踏まえて、さらに考察を進めている。その詳細はこうである。土地の価値は1億4,400万ポンドで、土地以外の財産の価値は総額で1億600万ポンドである。土地は1年間に800万ポンドの収入を地主にもたらしている。そうであるとすれば、その土地以外の財産が土地と同じように賃貸されるならば、単純に計算して、その所有者に $5\frac{8}{9}$ 100万ポンド（＝約589万ポンド）の収入をもたらすであろう。ところがこれらの財産は土地よりも収益率が

高いから、実際には約 589 万ポンドではなく、それよりも多い 700 万ポンドの収入をもたらすに相違ない。こうして、この国における土地とその他の財産とは、1 年間に 1,500 万ポンド（＝800 万＋700 万）の総収益を生み出す潜在的な力を秘めている。

この富の計算では、ペティが政治算術を駆使しながら計算をおこなっていることに留意すべきである。またここでは、この計算が月割査定税の徴収方法の現状と幾分か関係があることにも、一瞥を与えておくべきである。というのはこの計算においては、総合的収益税を意図しながらも、実際には地代収入のみを課税対象とする土地税と化していた査定税が、厳格に徴収されたならば、少なくとも現状のほぼ 2 倍の税収入をもたらしていたであろうということが、示されているからである。もっともペティには、この計算にもとづいて査定税の徴収方法を改善する提案をおこなうという意図は、見られない。彼はもっぱら、税制の根本的改革を提案するための基礎的作業として、この富の計算をおこなっているからである。

ペティは第 2 章「国民の価値」で、人々の労働の価値の大きさについて計算している。彼によれば、労働は土地のような財産とは種類が異なる、もう一つの富である。彼はここでも政治算術を駆使しながら、労働の価値の算定を試みている。その詳細は、次のとおりである。前述したように、国民が生活必需品に支出する生計費は、総額 4,000 万ポンドである。ところが土地および土地以外の財産から生み出される総収益は、1,500 万ポンドにすぎない。これは国民が必需品を得るために必要とする経費を支払うのに十分な額ではない。この不足分 2,500 万ポンド（＝4,000 万－1,500 万）は、土地などの財産とは異なる種類の富である労働によって、支払われている。つまり国民の年々の労働により、2,500 万ポンドの収益が生み出されている。この 2,500 万ポンドは、国民総数（600 万人）の半分に当たる 300 万人の労働者（Workers）が、1 年間に 8 ポンド 6 ペンス 8 シリングを稼ぐことによってもたらされている。すなわち、300 万人の国民がそれぞれ 1 年間に 287 日（＝365 日－日曜日・祭日・病気・休養の 78 日）働き、1 日当たり 7 ペンスを稼ぐことによってもたらされている。ところで、1,500 万ポンドの収益を生み出す、土地などの財産の価値は、2 億 5,000 万ポンドであった。そうであるとすれば、2,500 万ポンドの収益を生み出す 300 万人の総労働は、約 4 億 1,700 万ポンドの価値があると算定される。なお、労働者 1 人の価値は、7 購買年数であると評価されている。そうであるとすれば、労働者 1 人当たりの価値は 138 ポンド（＝1 年間の収入 4,380 ペンス×7 購買年数）である、と算定される。いずれにせよ、この国の総労働（＝300 万人の労働者）の価値は約 4 億 1,700 万ポンドである。こうして、この国における二種類の富の大きさと、それらの富から生み出される収益とを整理して図示すれば、次のようになる。

土地などの財産の価値	2 億 5,000 万ポンド	→	1,500 万ポンドの収益
国民の労働の価値	4 億 1,700 万ポンド	→	2,500 万ポンドの収益
総計	6 億 6,700 万ポンド		4,000 万ポンド

ペティは第3章以下で、以上のような富の計算を踏まえて、戦費調達を主目的とする税制改革を提案している。そこでまず第3章「この王国の幾つかの経費と収入について」でおこなわれている経常経費 (ordinary Expenditure) の分析から見ていきたい。彼の推定によれば、公共の用途 (public use) のために必要とされる税収入は、1年間に400万ポンドである。そのうち100万ポンドは経常経費を、300万ポンドは臨時的経費 (= 戦費) を賄うために徴収される。年間400万ポンドの税負担は、国民の総経費 (支出) 4,000万ポンドの  $\frac{1}{10}$  であるから、現在地主の双肩にかけられている税負担と同じ大きさであり、重い。

ここでは、経常経費のために税収入が100万ポンド必要であるという提案がなされている。この提案は、この国における現在の経常経費が100万ポンドであること考慮して、示されたものである。その現在の経費の内訳は、海軍20万ポンド、軍需品・火薬6万ポンド、陸軍・駐屯軍29万ポンド、その他 (国王・王室など) の諸経費45万ポンドである。また、この経常経費100万ポンドはさまざまな財源による歳入 (Revenues) によって賄われている。その内訳は、王領地7万ポンド、郵便局2万ポンド、貨幣鑄造・錫の先買権1万2,000ポンド、鹿の狩猟場400ポンド、裁判所6,000ポンド、初穂税1万8,000ポンド、関税17万ポンドである。しかし、これらの諸項目からは総額約30万ポンドの収入が確保されるにすぎない。その不足分 (約70ポンド) は、関税以外の諸税 (内国消費税、地租、人頭税など) によつて調達されている。

ペティはこのような経常経費の現状についての分析把握にもとづいて、その経費の調達方法を根本的に改変する提案を示している。その概略はこうである。第1に、30万ポンドを従来どおり、王領地・郵便局などから13万ポンド、関税から17万ポンド確保する。第2に、100万ポンドを (関税以外の) 租税によつて調達する。したがって、経常経費のために確保される収入総額は130万ポンドである。第3に、その100万ポンドは、現在とは異なる税制にもとづいて調達される。すなわち、そのうちの37万5,000ポンドは国民の富への課税によつて、62万5,000ポンドは国民の労働への課税によつて調達される。前者 (富) への課税は具体的には、土地への課税21万6,000ポンド、家屋への課税4万5,000ポンド、家畜への課税5万4,000ポンド、家財道具への課税6万ポンドである。したがって、船舶と貨幣 (金銀鑄貨) には課税がなされない。後者 (労働) への課税は具体的には、国民1人当たり年間6ペンスの人頭税 (Poll tax) と年間19ペンスの内国消費税 (Excise) である。これらは双方合わせて、僅かに1人当たり2シリング1ペンスの税負担であるにすぎない。また、19ペンスの内国消費税は、国民1人当たりの年間の経費 (支出) 6ポンド13シリング4ペンスの  $\frac{1}{84}$  に満たない。こうしてこの経常経費の調達方法の改革案は、次のように整理して示される。

税制改革案(A)：経常経費130万ポンドの調達方法 (単位：ポンド)

- (i) 王領地など..... 13万
- (ii) 関税..... 17万

- (iii) 国民の富（土地・家屋・家畜・家財道具）への課税…………… 37万 5,000
- (iv) 国民の労働への課税（人頭税・内国消費税）…………… 62万 5,000

以上が経常経費の調達方法の改革案である。この税制改革の眼目は、国民の労働への課税（人頭税・内国消費税）が大幅に導入されるという点にある。むろん従来この国において、労働者階級の双肩に大きな税負担がかけられたことはない。ペティは第2～第6章の幾つかの叙述を通じて、この先例のない租税制度が公正で合理的な性質のものであることを力説している。そこには、彼がこの改革の提案に確たる自信を持っていたことが窺える。

まずペティによれば、この提案は公正な税制の確立を意図するものである。その詳細はこうである。国民の富は一般に、土地・家屋・家財道具のような財産からなると考えられている。ところがこの富は実際には、このような財産によってだけでなく、人々の労働によっても構成される。財産は「以前ないし過去の労働の成果」<sup>(40)</sup>であり、「生きている能力」<sup>(41)</sup>である労働によって生み出された成果である。すなわち、財産は労働によって生み出された富にすぎず、その財産を生み出す労働こそは（真の）富である。要するに、財産と労働はいずれも国民の富であり、その限りにおいて双方は本質的に「同等のものに見なされるべき」<sup>(42)</sup>である、というのである。この件には、労働が富の源泉であるという「労働価値説」の片鱗ともいうべきものが窺える。それはともかく、労働者に積極的に課税するという提案は、このような思考の経路を経ながら示されたものである。こうして彼は続いて、次のように主張する。労働が財産と同様に富であるとすれば、国民の労働も財産と同じように「公共の必要」(common necessities)に貢献して然るべきである、と。経常経費に必要な税収入100万ポンドが、国民の富（＝財産）への課税だけではなく、労働（＝真の富）へのそれによっても調達されるべきであるという彼の提案が、このような見解にもとづいて示されたものであることは、いうまでもない。それだけではない。彼の提案においては、これと同じ根拠にもとづいて税負担の配分が示されている。その詳細はこうである。財産の価値は2億5,000万ポンドで、それから生み出される年間の収益は1,500万ポンドである。これに対し、労働の価値は4億1,700万ポンドで、その収益は2,500万ポンドである。すなわち、価値と収益との大きさにおける前者と後者との比率は、ほぼ3対5である。そうであれば税負担の双方の間での配分も、この価値と収益との大きさに比例して公平におこなわれるべきである。まず、必要とされる税収入総額100万ポンドを8等分する。次に、その等分された税額（12万5,000ポンド）を3対5の割合で双方に割り当てる。すなわち、税収入総額の $\frac{3}{8}$ を財産（地主などの資産家）が、 $\frac{5}{8}$ を労働（労働者）が負担するように公平に分配する。37万5,000ポンドは財産への課税で、62万5,000ポンドは労働への課税で調達するという提案は、このような綿密な計算を踏まえて掲げられたものに他ならない。

次にペティによれば、この提案は効率的で合理的な税制の導入を目指すものである。この提案が具体化されれば、国民の半数に相当する300万人の労働者が税負担に積極的に参加することに

なる。しかも、この労働者は現在ほぼ全面的に租税の支払いを免れている人々である。ペティの推定によれば、彼らは「現在、すべての種類の [公共が] 負担する経費に対し、1年間に1人当たり1シリングも支払っていない」<sup>(43)</sup>。したがって彼の提案により、労働への課税が導入されれば、大幅な税収入の増加がもたらされることは、確かである。この提案では内国消費税と人頭税の採用により、経常経費のために62万5,000ポンドの税収入を確保することが見込まれている。双方の租税が具体的にどのような性質のものであるのかは、定かではない。しかし、ここで提案されているのは労働者への課税であるから、ここでの内国消費税が奢侈品ではなく生活必需品への課税であることは、明らかである。ところが内国消費税は地租のような収益税でも、政府の意思によって一方的に一定額の支払いが要求される、人頭税のような租税でもない。この消費税は国民の自由意思によって支払いがなされるから、税収入の確保が不確実な租税である。それが必需品を課税対象とするばあいでも、国民の消費者としての行動の選択によって、支払いが拒まれることはありうる。そうであるとすれば、内国消費税の採用によって確保される税収入額がどれ程の金額であるのかを、正確に予測することはできない。したがってこの提案では、労働への課税により62万5,000ポンドの確保が見込まれているけれども、その課税が内国消費税によってなされる限り、この収入額はまったくの推定値にすぎない。とはいえ、内国消費税はむしろ労働者だけではなく、資産への課税が対象とする資産家によっても支払われる。それはいうまでもなく、生活必需品を消費するすべての国民に課せられる租税だからである。したがって当の提案が実行されれば、ペティが予測するように、税収入の大幅な増加がもたらされることは確かである。

さて、ペティは主に第8章「海軍・陸軍・駐屯軍の費用について」において、臨時的経費の調達についての提案をおこなっている。彼によれば、この戦費には少なくとも現在1年当たり300万ポンド（可能ならば330万ポンド）が必要である。「1カ月当たり最大限25万ポンド [×12カ月＝300万ポンド] が、現在のオランダ戦争（Holland-War）のために要求される」<sup>(44)</sup>。それだけの収入があれば、眼前の戦争は優勢に闘われて、「国王と臣民との双方の安全・安定・名誉」<sup>(45)</sup>は十分に保持される。その臨時的経費300万ポンドの内訳は、海軍200万ポンド、陸軍60万ポンドである。ただし、これは陸軍の経費が最小限（60万ポンド）に収まったばあいである。このばあいには40万（～70万）ポンドの残金が生じるが、その残金は王室費などの非軍事的経費に充てることができる。彼はこれらの経費について、さらに次のように述べている。海軍に200万ポンドが供与されるならば、1年間のうちの8カ月は、軍艦に5万人の水兵を、4カ月は3万人を配置できる。軍需品や遠征に要する経費を考慮しても、それは可能である。その規模は、「われわれがヨーロッパでかつて見たことがある至上の艦隊の約2倍に相当する程である」<sup>(46)</sup>。また、陸軍には60万ポンドがあれば十分である。というのは、国内の駐屯軍に10万ポンド、タンジール（ジブラルタル海峡に臨む港市）などの海外に駐留する軍隊には、6万ポンドがあれば事足りるからである。



ペティはこの戦争に必要な臨時的経費が、すべての国民に課せられる租税によって調達される方法を提案する。ところが『賢者』には意外にも、経常経費の調達方法の改革案が掲げられた第4章に相当する章が、臨時的経費に関しては設けられていない。この論説のテーマは、戦費の調達方法であるにもかかわらず、その新たな方法の具体的な内容が詳細に論じられた箇所は見当たらない。『賢者』はそのタイトルが示しているように、明敏な賢者だけに向けて、数少ない言葉で綴られたスリムな論説である。恐らくそのような理由により、内容が少しでも重複した事柄を繰り返して述べることは、意図的に避けられたのかも知れない。確かに、経常経費の調達方法が検討された第4章を顧みれば、臨時的経費に関する改革案がどのようなものであるのかは、おおよそ察しがつく。すなわち、その骨子はこうである。まず、臨時的経費300万ポンドは経常経費におけるばあいと同様に、財産への課税と労働への課税とによって調達される。そのばあい税負担は、財産と労働との間で、双方の価値の大きさに相応して約3対5の割合で配分される。次に、資産への課税は、土地・家屋・家畜・家財道具への課税からなる。税負担はこれら4種類の財産のあいだで、それぞれの収益の大きさに応じて比例的に配分される。さらに労働への課税は、人頭税と内国消費税からなる。こうして臨時的経費（＝戦費）の調達方法の改革案は、次のように整理して示すことができる。

税制改革案(B)：臨時的経費300万ポンドの調達方法（単位：ポンド）

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (i) 国民の財産への課税             | 112万5,000 |
| 土地                        | 64万1,250  |
| 家屋                        | 13万5,000  |
| 家畜                        | 16万2,000  |
| 家財道具                      | 18万       |
| (ii) 国民の労働への課税（人頭税・内国消費税） | 187万5,000 |

この戦費調達を目的とする税制改革は、きわめて革新的である。まず、この改革案がその目論見どおりに実行されれば、戦費に充てられる税収入が、現在よりも多く確保されるであろう。政府は眼前の対オランダ戦争に必要な経費を、月割査定税で調達していた。すなわち、(i)36カ月月割査定税により、1664年クリスマス以降の3年間に月額6万8,819ポンド、(ii)24カ月月割査定税により、1665年クリスマス以降の2年間に月額5万2,083ポンドをそれぞれ徴収して、当の経費を賄おうとしていた<sup>(47)</sup>。この戦争は、1667年7月に和平条約が結ばれて終結した。すなわち、双方の月割査定税が期限を迎える1667年クリスマスよりも前に終結した。したがって、これらの租税がその期限まで厳格に徴収されて、当初の見積もりどおりに税収入が十分に確保されることは、恐らくなかったであろう。そのことを承知したうえで、これらの査定税が期限まで厳格に徴収されて、税収入が見積もりどおりに獲得されたと仮定しよう。そうすれば、双方の査定

税によってもたらされたと推定される税収入総額は約 373 万 2,500 ポンドである。すなわち、36 カ月月割査定税により約 247 万 7,500 ポンド (= 6 万 8,819 × 36), 24 カ月月割査定税により約 125 万 5,000 ポンド (= 5 万 2,083 × 24) が徴収されたと推定される。この推定値 373 万 2,500 ポンドは 3 年間に徴収された税収入総額であるから、1 年当たりの収入は約 124 万 4,000 ポンドである。この税収入額は最大限に見積もったばあいの推定値である。それにもかかわらず、査定税によって徴収された 1 年当たりの税収入額が、ペティの改革案における見積り額 300 万ポンドの半分にも満たないことが、明らかである。

次に、ペティの提案が具体化されれば、地主の税負担はかなり軽減されるであろう。現在彼らは戦費調達のために、最大限に見積もったばあいの 1 年当たり約 124 万 4,000 ポンドの査定税を課せられている。当の提案によれば、戦費を調達するために、土地に課せられる税負担は 1 年間に 64 万 1,250 ポンドにすぎない。地主が土地以外の財産への課税や内国消費税を支払うとしても、彼らの税負担はかなり軽減されるであろう。また、月割査定税は借地農にも負担が及んでいたから、彼らも重荷を軽減されるであろう。ところがこの提案が実行されれば、労働者はこれまで課税をほぼ全面的に免れていたから、初めて積極的に税の重荷を背負うことになる。しかも彼らは国民の半数を占めているから、従来地主に代わって税負担の中心軸を支えることになる。当の改革案の眼目は実際のところ、労働者が積極的に税負担に参加するという点にある。この提案が究極の目標とする軍事力の大幅な強化は、大衆課税が導入されて初めて実現するからである。ペティはこの点に触れて、次のように述べている。「彼ら [=労働者] は国王が現在より 2 倍大きい軍隊 (Forces) を維持することを可能にするであろう。現在多くのかかなり好意的な人々 [=地主] が [戦費の調達にさいして政府の] 怠慢や誤りを通じてそれぞれ受けている苦痛よりも、概してより大きな苦痛を受けることなく、それを可能にするであろう」<sup>(48)</sup>、と。

この改革により、労働者は 1 年間に経常経費 65 万 5,000 ポンド、臨時的経費 187 万 5,000 ポンドを支払うことを義務づけられる。これら双方の経費を支払ったばあい、税負担率 (= 納税額 250 万ポンド ÷ 収入 2,500 万ポンド) は 10% で、資産階級 (地主など) のそれと同率である。このような数値で判断する限り、この提案はすべての国民にとって公平であるように思える。しかしながら、財産の賃貸から生じる収益 (地代など) に対する課税と、労働によって獲得される収入 (賃金) に対する課税とを、同質のものと見なすことはできない。前者と後者とでは事情が異なるといわねばならない。ペティは、財産と労働とは「富」として本質的に同質のものであるという理解にもとづき、双方を税源として同質のものであると見なしている。ところが、そのペティ自身の推定によれば、彼の提案が実施されて、労働者に対する課税が導入されたばあい、彼らに課せられる負担は決して軽くはない。ペティはこの点について、次のように述べている。「労働者 (labouring men) は 1 日当たり 10 時間働き、1 週当たり 20 回の食事をとる。…彼らが金曜日の夜に断食をすることができるならば、また 11 時から 1 時まで 2 時間かかるのに対して、1 時間 30 分で食事をするすることができるならば、そのことにより現在の労働は  $\frac{1}{20}$  増加し、支出

は  $\frac{1}{20}$  減少するので、上述の  $\frac{1}{10}$  [の税負担] は、少なくとも武器を取ってそれに抵抗するよりも、もっと容易に玉面されうるであろう<sup>(49)</sup>、と。すなわち、この提案が実行されたらあいい、労働者は自らに課せられる、負担率10%の租税を支払うために、消費支出を  $\frac{1}{20}$  減らし、労働時間を  $\frac{1}{20}$  増やさなければならなくなる、というのである。具体的にいえば、一方で金曜日の夜に断食をして食事の量を減らし、他方で昼の休憩時間を30分短縮して、10時間の労働日を30分延長しなければならない、というのである。このような要求がさしあたり対オランダ戦争時だけのものであるとはいえ、労働者に対してやや過酷な勤儉質素の生活を強いるものであることは、確かである。ペティは『租税貢納論』で、労働者は元来怠惰であるから、賃金をできるだけ引き下げ、彼らの生活に圧迫を加えることを通じて、その勤勉意欲を促すことが望ましいという「低賃金の経済」(economy of low wages) 論を展開している。彼は『賢者』の提案では、このような残忍な重商主義的賃金論を踏まえて、「貧困の効用」(utility of poverty) に着目しながら、低賃金が果たすのと同じ役割を、労働への課税（内国消費税・人頭税）に担わせようと目論んでいるのである<sup>(50)</sup>。さらに彼はこの論述に加えて、次のように述べている。「われわれ自身が貧民を雇用することに気が向かないという理由により、貧民に仕事を与えないで、彼らを怠惰に耽<sup>ふけ</sup>させるという残酷と絡み合った、彼ら（現在、すべての種類の [国民が] 負担する [公共] 経費に対し、1年間に1人当たり1シリングも支払っていない）に対する虚偽の優しさ…」<sup>(51)</sup>、と。ここでは、労働者が免税の状態にあることを非難しながら、労働への課税によって彼らの生活に圧迫を加え、彼らを職場に向かわせることが望ましい、と主張している。そのばあいには、この国の雇用量が拡大するからである。これは課税の非財政的効果に着目した見解である。ちなみに、大衆課税によって労働者の勤労を促すべきであるという言説は、C・ダヴナントの『公収入・交易論』によって継承されることになる<sup>(52)</sup>。

こうしてペティの税制改革案は、国家経費（戦時には、その70%が戦費）を、すべての国民（その半数は労働者）から調達することを、確固たる方針に掲げるものであるように思える。ところが、この改革案においては厳密には、すべての国民が一人残らず税を負担するわけではまったくなくない。財産はほとんどの種類が課税の対象とされるけれども、貨幣（金銀鑄貨）と船舶はその対象から外されている。したがって、これら二種類の財産の所有者は税負担を免れる。ペティは、貨幣が免税されて然るべき理由として、次のように述べている。この国における貨幣総量の価値は600万ポンドにすぎないけれども、その「貨幣というものにあまりに大きな圧力をかけすぎている」<sup>(53)</sup>、と。しかしながら、この叙述が意味するところは理解しがたい。実際のところ、貨幣などの動産は税の重圧をかけられているどころか、月割査定税が課せられていたにもかかわらず、不正な手段を用いてその税負担を巧みに逃れていたからである。『賢者』が刊行された1691年に、この遺著を「この種の最初の最も重要な論説」<sup>(54)</sup>と賞讃しながらも、そこで掲げられた提案を批判的に検討した『ペティの「賢者」に関する書簡』(A Letter touching... Sir William Petty's Verbum Sapienti) が刊行された。この論説で匿名者(H. J.)は、ペティの提案

で貨幣が課税対象から外されたことを次のように批判している。「貨幣の利子は、主目的がわれわれの公的な貢納の公平な割当であると公言されているところであって、第一位に置かれるべきであり、疑いなく最大限に「税を」課されるべきである」<sup>(55)</sup>、と。

ペティは貨幣の機能に関して、「貨幣は政治体 (Body-politick) の脂肪にすぎず、あまりに多量の貨幣は、あまりに少量のそれが政治体を病気にすると同じくらい頻繁に、政治体の敏感さを妨げる」<sup>(56)</sup>、と述べている。すなわち、市場で流通する貨幣 (=通貨) の量には適度な大きさがあり、それより多くても少なくとも経済社会にとって不都合である、というのである。彼が貨幣を課税対象から外した理由は、もとより定かではない。しかしながら、この貨幣についての叙述に鑑みると、当の理由が漠然とながら分かる。彼が貨幣を課税対象から外した背景には、この国が貨幣不足の状態に置かれていたことがあるのではないかと、思える。その詳細は、こうである。貨幣への課税はその収益 (利子) にかかるから、利率を引き上げる。利率が上昇すれば、投資率が一般的傾向として下落するから、貨幣が経済過程で果たす機能は低下する。政治体の脂肪である貨幣の価値は、現在 600 万ポンドにすぎない。その貨幣に課税してその機能を麻痺させれば、貨幣不足の状態はいっそう悪化する。ひいては、政治体は脂肪の不足を来して病に陥るかも知れない。恐らく彼はこのように思考を巡らせながら、改革案において貨幣を課税対象から外したのではないかと思える。なお、船舶を課税対象から外した理由については、何も述べられていない。したがってその理由は、完全に推測の域を出るものではないけれども、海運業が海軍の拡充と密接な関連をもつ産業部門であったからではないか、と思える。確かに、船舶に課税して海運業の発達が抑制されるならば、海軍力の強化は必然的に妨げられるであろう。

『賢者』は 1665 年に執筆されたけれども、即座に書物としては刊行されなかった。しかしこの論説はその頃、人々の眼にまったく触れなかったわけではない。それは原稿の状態で幾人かの人々のあいだで回覧されて読まれた思える。ペティがナイト爵に叙された、王立協会の中心メンバーであつたことを想起すれば、高名な知識人や有力な為政者によって読まれたであろうことは、十分に推測できる。それが国王チャールズ二世とヨーク公 (後のジェームズ二世) によって読まれた可能性さえ、あながち否定できない。造船や航海術に造詣が深かった彼は、これら最高位の人物によって厚遇を受けていたからである。しかしながら、これらの事柄はすべて推測の域を出ない。ところが、ペティの当の論説が政府の政策にどのような影響をも与えなかったということは、明らかである。当時の財政政策に、彼の提案が影響を与えたと思えるどのような痕跡をも、見出すことはできないからである。実際のところ、この国の政府は財政難に陥りながらも、どのような税制の改善策をも施すことなく戦争を続けて、最終的に完全な敗北を喫した。政府がペティの提案を採用していたら、はたして戦局を有利に導いて勝利を掴むことができたであろうか。そのようなことは、むろん分からない。ただペティの提案は採用されず、この国は敗北したということだけが、明らかなのである。そこで少し紙幅を割いて、当の戦争が終結するに至るまでの経緯を概観しておきたい<sup>(57)</sup>。

第二次英蘭戦争は、たった一回の（ローストフト沖）海戦だけでは終結しなかった。1666年初夏に、戦闘は再開された。6月1日から4日までドーバー海峡で繰り広げられた四日間海戦（Four Days Fight）が、それである。政府はこの海戦に必要な経費をサー・ジョージ・ダウニング（Sir George Downing, 1623-84）が提案した「巧妙な当座凌ぎの手段」<sup>(58)</sup>によって調達した。65年10月31日の議会条例にもとづいて徴収される総税収額125万ポンド（＝追加的補助金）を担保にして、その金額を利子6%で前借りするという方法（割符の発行）である。この起債という苦しい遣り繰りにより、海軍は66年春までには艦隊を派遣するのに必要な金と物資を何とか手にすることができた。しかし戦局は戦いが始まる前から、イギリスにとって不利であるように見えた。その年の1月にフランスとデンマークがオランダと同盟を結んで、イギリスに敵対する姿勢を示していたからである。フランスが敵に回ったことは実際のところ、その勝敗を決する決定的な要因となった。政府はフランス艦隊がイギリス海峡を渡って侵入してくるであろうと予想し、戦力を二つに分けた。アルベマール公爵が率いる主力艦隊とは別に、ルーパート王子（Prince Rupert, 1619-82）が指揮する分遣隊を編成し、これにフランス軍を撃退する役を当てた。こうしてアルベマールは最初から劣勢で、ヤン・デ・ウィットが「オランダの港でかつて見たこともない最高の艦隊」<sup>(59)</sup>と豪語した大艦隊と砲火を交えなければならなくなった。しかもデ・ロイテル提督（Michiel Adriaanszoon de Ruyter, 1607-76）の率いる敵軍は、戦術の点でも卓越していた。結局、この海戦はイギリスにとって「これまで海上で戦われたもののなかで最も残酷なものの一つ」<sup>(60)</sup>となった。血みどろの戦いの後、イギリス軍は海軍将官2名、水兵約8,000名、軍艦約20隻を失った。これに対しオランダ軍が被った被害は、その4分1程度に止まった。

敗北の知らせは6月7日にロンドンに届いた。この惨敗により国民はひどい屈辱を味わい、宮廷の失策を難じた。しかしこの国は、いつまでも敗北の悲嘆にくれているような暇<sup>いとま</sup>はなかった。海軍力の半分を失ったこの国は、制海権を掌握したオランダとその同盟国フランスとの艦隊によって、いつ侵略されるかも知れないという脅威に晒されることになったからである。海軍省は次の戦いに備えて、海軍力の再生を速やかに図ったようである。前年秋に同省軍需部糧食課検査主任に任命されていたピープスは、6月26日付けの日記に「艦隊を送り出す準備で大変に忙しい。オランダ軍がもう海上にいることは確かである。われわれが彼らと比べて酷く遅れをとることになるであろうとは思われない」<sup>(61)</sup>と、熱気を帯びた口調で記している。7月末までにオランダは、90隻以上を擁する大艦隊を再建した。イギリスもそれに圧倒されない位の数の軍艦を揃えた。24日に双方の艦隊は北海海上で向かい合い、その翌日に戦闘に入った。このセント・ジェームズの日海戦（St. James Day Fight）ではイギリス軍は奮闘して勝利を収めることができた。敵は大きな被害を被ったのに、イギリスのそれは僅かであった。今度はこの国がオランダに攻め入る機会を掴むことになった。しかるに、この国は勝利の喜びも束の間、またしても不慮の災難に襲われた。9月2日午前3時頃にロンドン橋付近から燃え上がった火の手は、4日4晩燃

え続けて 436 エーカーに及ぶ地域を嘗め尽くした。このロンドン大火（Fire of London）により、1万3,200戸の家屋が焼かれ、10万人が焼け出された。勝利への糸口を掴みかけていた折しも、前年のペストに続いてこのような歴史上稀にみる大災害が発生したことは、何とも不運であつたという他はない。この災厄により、国民はほとんどが意気消沈して戦意を削がれた。これ以上戦争を継続することは、財政的にも酷く困難であるように見えた。こうして 1666 年暮までには、政府は和睦を図る方針を固めた。和平交渉は翌年に入っても進展しなかったけれども、そのような宙ぶらりんの状態を休戦と判断したチャールズは 1667 年 5 月 24 日に、財政の窮迫を打開するために、海軍卿ヨークに対して主要な軍艦を繋船し、大部分の水兵を解雇するように命じた。ところが、ちょうどその頃オランダではデ・ウィットが全国会議を召集し、5 月中旬に「凄いこと」をやろうと決議した。その「凄いこと」は 6 月に本当に実行された。6 月 3 日にオランダの軍艦 80 隻と火船 20 隻、フランスの軍艦 20 隻と火船 5 隻がすでに海上にいる、というニュースが流れた。8 日にオランダ艦隊はハリッジ沖に姿を現し、10 日にテムズ川河口の砂洲リアに投錨した。12 日朝、敵の大艦隊はメドウェイ川を渡って軍港チャタムを一斉に砲撃した。イギリス海軍が誇るロイヤル・チャールズ号は難なく捕獲され、ロイヤル・ジェームズ号、オーク号、ロンドン号などの主力艦は次々と焼き払われた。14 日にオランダ軍はロイヤル・チャールズ号を小さなボートで曳航しながら、意気揚々と引き揚げた。アルベマール公爵は 11 日に現地へ駆け付けた。けれども、まったく無防備な状態に置かれたチャタムが見事に攻撃されている惨状を、ただ啞然として眺めている以外に為す術はなかった。結局、7 月 21 日にブレダ条約（Peace of Breda）が結ばれて戦争は終結した。

ペティが『賢者』で展開した税制改革論を、その歴史的背景に照らしながら幾分か詳細に検討した。その結果、その内容は要約すれば、戦費調達を主な目的とする税制改革の提案であるということが、明らかになった。そこで最後に、当の改革論をできるだけ幅広い思想的視野のなかに収めながら、それが財政思想史の広い流れのなかで持っている意義や意味について、幾つか指摘しておきたい。そうすることを通じて、この改革案は当時の政府の財政政策には反映されなかったけれども、その後のもっと大きな財政史の流れに対して少なからぬ影響力を及ぼしていることが、明らかになるであろう。

第 1 に、『賢者』の税制改革案は、「租税国家」（Steuerstaat）論と密接な関係を保ちながら掲げられた提案である。ペティは『租税貢納論』で、王政復古を迎えたこの国が、国王の財産を主な財政基盤とする「家産国家」（Patrimonialstaat）に逆戻りすることなく、国民の租税を主要な基盤とする「租税国家」として成長すべきである、という見解を展開している<sup>(62)</sup>。『賢者』の改革案は、この見解に即して掲げられたものである。彼の概算によれば、現行の税制のもとでは、経常経費（約 100 万ポンド）のうち約 13 万ポンドが国王の財産（王領地など）による収入で賄われている。このばあい国王の収入で賄われている部分が、全体に占める割合は 13% である。彼の改革案が実施されたばあいには、その収入で賄われる部分が経常経費の総額（130 万ポ

ンド）に占める割合（10％）は、いっそう減少する。これに対し、租税収入で賄われる部分は117万ポンドに増大して、きわめて大きな割合（90％）を占めることになる。

第2に、彼の改革案は、この国の税制が地租を支柱とする従来<sup>の</sup>の制度から、<sup>エクサイズ</sup>内国消費税・人頭税を中心に据える新たなそれに改変されることを意図する提案である。この改変は、国民大衆が税負担に積極的に参加することを意味する。彼の概算によれば、現行の税制のもとで、国民の半数を占める労働者はほぼ全面的に免税の状態に置かれている。ところが当の改革案が実施されたばあい、彼らは従来の地主に代わって、税制の土台の中心を支える納税者となる。経常経費の約半分（48％）が労働者への課税（62万5,000ポンド）で、臨時的経費（300万ポンド）のほぼ $\frac{2}{3}$ （63％）がその課税（187万5,000ポンド）で調達されることになる。したがって、この改革案は大衆課税の導入、とりわけ生活必需品に課せられる内国消費税の大幅な導入を伴う。ところが王政復古期には、エクサイズは生活必需品ばかりか奢侈品を対象とすものでさえ、多くの人々から酷く嫌われていた。1661年に確定歳入（120万ポンド）に生じた欠損を補填するために、アルコール税の課税対象を拡大して30万ポンドを調達するという提案がなされたけれども、野党勢力の反対に会って棄却された。そればかりかその頃議会において、財政難をエクサイズの導入によって克服するのは、「悪魔の救済策」であると罵倒されたことさえあった<sup>(63)</sup>。ところが、ペティはこのような当時の風潮<sup>くみ</sup>に与することなく、『租税貢納論』でホップズから影響を受けた租税利益説に依拠して、生活必需品税を讚美した<sup>(64)</sup>。『賢者』におけるエクサイズの導入の提案が、これを理論的根拠としながら掲げられたものであることは、いうまでもない。またその提案は、いち早く16世紀末以降に間接消費税を積極的に採用していた、オランダの税制から幾分か影響を受けて掲げられたものであったのかも知れない<sup>(65)</sup>。いずれにせよ、ペティはイギリスでエクサイズを讚美した最初の著名な著作家であった<sup>(66)</sup>。

第3に、当の税制改革案は健全財政の政策的立場から掲げられたものである。その提案によれば、臨時的経費（300万ポンド）は戦時公債に依存することなく、すべて租税収入によって賄われる。したがってそれが実施されたばあい、或る年に支出される戦費は、その年に獲得される税収入（300万ポンド）によって年内に支払われる。対オランダ戦争は小規模の短期戦であったから、それに要する戦費を借款に依存することなく、年内に支弁することは実際のところ可能であった、と思える。ところが、ちなみに17世紀以降になると事情が異なる。C・ダヴナントは1695年に、ウィッグ政府の赤字財政政策に異を唱えながら、九年戦争に必要な経費を内国消費税の体系的導入によって調達すべきである、と提案した<sup>(67)</sup>。これはペティの戦費調達論を直接的に継承したものである、といえる。ところが、この国が名誉革命以降に相次いで遂行した対仏戦争は、いずれもが大規模な長期戦であった。したがって17世紀末以降は、ペティの時代とは異なり、公債に依存しないで巨額の戦費を確保することは、実際のところ困難になる<sup>(68)</sup>。

第4に、戦費調達を主な目的とするこの改革案の根底には、戦争の勝敗を決する要因は貨幣である、という観念が潜んでいる。キケロの格言に「貨幣は戦争の活力」というのが、コルベール

の言葉に「財政は戦争の生命の活力」というのがある。これらの言説が意味するところは、戦争の勝敗を左右する決定的な要因は、戦争の遂行に必要な軍資金を獲得する能力の程度や差にある、というものである<sup>(69)</sup>。ペティはこのような言説と歩調を合わせながら、戦費を効率的に調達して、眼前の戦争を勝利に導くことができる方法を掲げたのである、と思える。当時は、国民の「武勇の精神」が戦争の勝敗を決する要因であるという観念が、広く人々の心を捉えていた。ところがペティは、存在の客観的な根拠が曖昧で、五感では把握できない「精神」ではなく、その根拠が確実に数量的に把握できる「貨幣」が、自国の緊急事態にさいして力頼みになる活力である、と捉えたのであった。

第5に、彼の税制改革案は漠然とながらも、「財政・軍事国家」(fiscal-military state)の構想を胚胎している。当の「国家」とはJ・ブルーアが案出した用語で、一言で要約すれば、効率的な行政・財政機構を備えていて、巨額の戦費を調達することが可能な近代国家の意である。この「国家」は17世紀末以降にイギリスにおいて初めて生み出された。ブルーアによれば、イギリスは初期ステュアート朝の時代にはヨーロッパ世界で軍事的異彩を放ったことはなかった。ところが、17世紀末から18世紀前半に至るあいだに「軍事の神童」(military *Wunderkind*)として急速に頭角を現した。その原因として、その頃に陸・海軍大将のような軍事的英雄が活躍したこと、あるいはこの国の経済が地球規模で拡大したことなどが、挙げられるかも知れない。ところが彼によれば、これらの事柄は、この国が強国に変貌することを可能にした決定的な原因にはならなかった。「ブリテンの政治体を鼓舞して、それが強さ(strength)による偉業を成し遂げるのを可能にした、隠された活力(sinews)」<sup>(70)</sup>は、そのような輝かしい成功物語ではなく、「まったく劇的でない進展」<sup>(71)</sup>を通じてもたらされた。「税収入が徴収され、貨幣が調達される…にさいしての機械的手順を確立できる、政府の行政官の能力が、戦争での勝利と屈辱との違いをもたらした」<sup>(72)</sup>。つまりこの国は、巨額の戦費でさえ比較的容易に調達できる「財政・軍事国家」に成長することを通じて、列強が覇権を争う舞台に華々しく登場したのであった。

もっともブルーアによれば、「財政・軍事国家」は「高度な概念」ではない。それはむしろ「発見的用語」(heuristic term)というべき程度のものにすぎない<sup>(73)</sup>。確かに、彼による当の「国家」の定義は厳密ではないし、それが意味するところは正確には分からない。したがって、ペティの税制改革案に当の「国家」の着想があるといっても、そのような解釈を十分に論証することはできない。ここではあくまで、この「国家」が難点を孕む用語であることを念頭に置いて、ペティの改革案にこの「国家」の構想が胚胎されていると理解しているにすぎない。とはいえ、このような事情を勘案したうえでのことではあるけれども、ペティの改革案と18世紀に形成された当の「国家」とのあいだに、少なからぬ政策思想史的関連があると理解できるのである。その理由はこうである。国力を強化するための重要な鍵を戦費調達能力に求める、当の「国家」の最も基本的な性質が、ペティの改革案の構想に抱懷されているのが窺えるからである。しかもこの「国家」においては、あたかも彼の提案に従っているかのように、軍隊を維持するのに



必要な経費を、<sup>エクサイズ</sup>内国消費税の積極的採用によって賄うことを通じて、政治力・軍事力の強化が図られたからである。もっとも、そのばあいペティの提案とは異なり、戦費はエクサイズを支柱とする租税制度によって直接的にはなく、その税制を基盤にして確立された公債制度を活用することによって調達されたけれども。思想史的な関連は、それだけではない。ペティの提案においては、エリザベスの絶対王政の時代やクロムウェルの共和政の時代とは異なり、統治者の政治的権力が弱まった王政復古期に、先例がない程に大きな国力を獲得することが求められた。18世紀の当の「国家」の形成にさいしては、国王が絶対的な権力をもって君臨するライバル国フランスの国力に勝るそれを生み出すことが、目標にされた。このばあい留意すべきは、双方において追求されている目標は国力の強化であって、国家権力の拡大ではないという点である。すなわち、国家の力（power, strength）と国家権力（power）とは別物であるということが、双方において明確に理解されていたということである。そのような前提のもとに、ペティの提案においても、また当の「国家」の形成にさいしても、国力の活力（sinews of power）は貨幣であり、その貨幣の調達に秀でてた国家が強国になる可能性を秘めていると理解されたのである。ひいては、ただ人口が多くて国土が広いだけの肥大化した国は強国ではない、と理解されたのである<sup>(74)</sup>。

最後に、ペティの税制改革案は戦費調達を主眼としているけれども、<sup>ショーヴィニズム</sup>好戦的愛国主義の思想に傾倒して掲げられたものではない。また、この改革案は戦争に勝利することを眼前の目的としているけれども、これを掲げたペティは好戦的な戦争推進論者ではない。彼は決して博愛主義的な平和主義者ではないけれども、厭戦的な思想を抱いていたことは確かである。確かに『賢者』の戦費調達を巡る議論において、そのような彼の相貌を窺うことはできない。ところが『租税貢納論』の論述を通じて、彼がそのような思想を抱いていたのを窺うことができる。彼はこの経済学上の処女作で、儉約財政の政策的立場から次のように述べている。「いつも国内において戦争の態勢を整えておくことは、海外からの戦争を避ける最も安価な方法である」<sup>(75)</sup>、と。すなわち、軍事費の不要な膨脹をもたらす対外戦争はできるだけ回避すべきであり、そのために防衛態勢を常に固めておくことが肝要である、というのである。というのも、そのような態勢を確立しておけば、海外から一方的に攻撃を受ける危険をかなり逃れることができるからである。ところが、それを確立していなければ、海外から攻撃を受けて「防衛戦争」(Defensive Wars)<sup>(76)</sup>に巻き込まれる可能性が高いからである。そればかりか、そのばあいにはその戦争を遂行するための戦費が、防衛費を超過するほどに膨らむであろうからである。こうしてペティは、まず防衛戦争を忌避する態度を示しながら、この国がそのような戦争に巻き込まれないための最善の策として、防衛態勢を常に整備しておくことを提言している。続いて彼は、自国が隣国に対して先制攻撃を加える戦争である「攻撃的対外戦争」(Offensive Foreign War)<sup>(77)</sup>に対しても批判的な態度を採りながら、やはり儉約財政の立場から、そのような戦争を起こすことの意義を否定している。というのも彼によれば、その戦争は無駄な経費を著しく増大させる、極めて不都合な原因以外のも

のではないからである。しかも、そのような攻撃的な戦争は、防衛のための戦争よりもっと質が悪いものである。というのは、攻撃的な対外戦争はたいい「私的な嫌悪、しかも公的な見せかけによって粉飾された嫌悪によって、引き起こされるもの」<sup>(78)</sup>だからである。こうして、彼においてはいずれにせよ、攻撃的戦争であれ防衛戦争であれ、そのすべてが忌むべきものとして退けられていることが、明らかであろう。

ペティは現実主義の立場から、戦費調達を主目的とする税制改革案を掲げたのである。眼前で繰り広げられているオランダとの戦争を、自国の安全にとって極めて危機的で重大な事態であると捉えながら、これを掲げたのである。戦争という国家の危急存亡の秋<sup>とき</sup>に、統治者がその最大の責務を果たすことができるであろう最善の方策として、当の提案をおこなったのである。最強国との戦争において、国民の生命・財産の安全を確保するには、この戦争を優勢に遂行して、その強国からの侵略を封じる以外に有効な手立てはないと、彼は理解したからである。とはいえ、そのような言説が『賢者』に見られるわけではない。当の改革案を敵国の戦力に対抗する方策として、統治者チャールズに進言したことの根本的な理由について、彼は何も述べていない。しかしながら、このように解釈することは、あながち的外れではないと思える。というのは、彼は『租税貢納論』で、統治者の最も重要な責務は、国民の生命・財産の安全を確保することにあるという見地から、議論を展開しているからである。また17世紀の思想家のあいだで、外敵の暴力と侵略から国民の安全を保証するために、軍事力の行使が不可避であるということは、むしろ共通の認識だったからである<sup>(79)</sup>。それだけではない。ホッブズは『法の原理』(*The Elements of Law*, 1650)において、「人民の安寧 (*salus populi*) という至高の法に含まれる最後の事柄は、人民の防衛にある」<sup>(80)</sup>、と述べている。ペティは国家の危急にさいし、「ホッブズ氏の心を私の心」<sup>(81)</sup>にして思考を巡らせながら、このような師の見解を踏まえて軍事力の行使を容認する提案を掲げたのであった、と思えるからである。 (未完)

(1) Sir George Clark, *The Later Stuarts 1660-1714*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1934, 2nd ed. 1956, rpt. 1976, p. 63.

(2) Wilson, *op. cit.*, Preface.

(3) James A. Williamson, *A Short History of British Expansion*, 1922, 3rd. ed. rpt., London: Macmillan, 1959, Ch. IX.

(4) Vgl. Eli. F. Heckscher, *Der Merkantilismus* [publ. in Swedish in 1931], Übersetzung von Gerhard Mackenroth, Jena: Verlag von Gustav Fischer, 1932, Zweiter Band, Zweiter Teil; *Mercantilism*, trans. by Mendel Shapiro, London: George Allen & Unwin, 1935, revised ed. by E. F. Söderlund, 1955, Vol. Two, Part II. Cf. Lars Magnusson, "Eli. Heckscher and his Mercantilism Today", in R. Findlay, R. Henriksson, H. Lindgren and M. Lundahl ed., *Eli Heckscher, International Trade, and Economic History*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press, 2006. 小林昇「力の体系」(板垣與一編『国家と経済』河出書房, 1952年, 所収), 参照。

(5) Heckscher, *a.a. O.*, S. 7; *op. cit.*, p. 16.

(6) *Ebenda*, S. 5; *ibid.*, p. 15.

- (7) *Ebenda*, S. 7; *ibid.*, p. 16.
- (8) *Ebenda*, S.14; *ibid.*, p. 24.
- (9) *Ebenda*; *ibid.*.
- (10) *Ebenda*, S. 12; *ibid.*, p. 22.
- (11) Cf. Pepys, *op. cit.*, Vol. V, p. 35. 邦訳, 第5巻, 53頁。
- (12) Vgl. Heckscher, *a.a. O.*, S. 7; *op. cit.*, p. 16.
- (13) Cf. J. W. Horrocks, *A Short History of Mercantilism*, London: Methuen & Co. Ltd., 1925, p. 109; Boxer, *op. cit.*, p. 101-102.
- (14) Horrocks, *op. cit.*, p. 110.
- (15) Boxer, *op. cit.*, p. 103.
- (16) 第二次英蘭戦争については、主に次の文献を参照。Leopold Von Ranke, *A History of England: Principally in the Seventeenth Century*, Oxford : Oxford Univ Press, 1875, Vol. III, Bk. XV, Ch. I; Alfred Thayer Mahan, *The Influence of Sea Power upon History 1660-1783*, Boston: Little, Brown and Com. 1890, rpt. 1918, Ch. II; Feiling, *op. cit.*, Ch. III, IV; Ogg, *op. cit.*, Vol. I, Ch. VIII; Williamson, *op. cit.*, Vol. I, Ch. IX; J. R. Jones, *Country and Court: England 1658-1714*, London: Edward Arnold, 1978, Ch. 5; do., *The Anglo- Dutch Wars of the Seventeenth Century*, London and New York: Longman, 1996, Ch. 7; George Childs Kohn ed., *Dictionary of Wars*, New York: Checkmark Books, 1986, 3rd. ed. 2007 [ジョージ・C・コーン（鈴木主税訳）『世界戦争事典』河出書房新社, 1998年].
- (17) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 251.
- (18) Cf. Pepys, *op. cit.*, Vol. VI, p. 122-23. 邦訳, 第6巻, 162-63頁。
- (19) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 257; Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 284.
- (20) Cf. *ibid.*
- (21) Cf. Pepys, *op. cit.*, Vol. I, p. 14. 邦訳, 第1巻, 21頁。
- (22) Jordan ed., *op. cit.*, p. 53.
- (23) Fitzmaurice, *op. cit.*, p. 9.
- (24) Pepys, *op. cit.*, Vol. V, p. 27. 邦訳, 第5巻, 43頁。
- (25) Cf. Bryant, *op. cit.*, p. 172.
- (26) Cf. Jordan ed., *op. cit.*, p. 48.
- (27) Cf. *ibid.*, p. 39.
- (28) Bryant, *op. cit.*, p. 248.
- (29) Cf. Pepys, *op. cit.*, Vol. VI, p. 291-92. 邦訳, 第6巻, 373頁。
- (30) Cf. Charles Henry Hull, "Note on the Verbum Sapienti", in do. ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 100.
- (31) このことは、ペティの自著目録と、ダブリン公文書館に保管されている文庫「ペティ博士の記録」(Dr Petty's Register) の索引(ペティ自身が作成) から明らかである (cf. *ibid.*)。
- (32) Cf. *ibid.*
- (33) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1691, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 103. ペティ(大内兵衛・松川七郎訳)『賢者には一言をもって足る』[同訳『租税貢納論』前掲書, 所収], 168頁。
- (34) Cf. Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 104, Note (3).
- (35) Cf. William Petty, *A Treatise of Taxes & Contributions*, London, 1662, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, Ch.4 [邦訳, 第4章]. 大倉正雄「ウィリアム・ペティの租税国家論」, 『拓殖大学論集』(283, 286号, 2011・12年, 掲載), 参照。
- (36) Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p. 103. 邦訳, 168頁。
- (37) Cf. M. J. Braddick, *Parliamentary Taxation in 17th-Century England*, Woodbridge, Suffolk: The Boydell Press, 1994, p. 158.
- (38) Petty, *Verbum Sapienti*, *op. cit.*, p. 103. 邦訳, 168頁。

- (39) Do., *Treatise of Taxes & Contributions*, op. cit., p. 91 [邦訳, 157 頁]. 大倉「ペティの租税国家論」, 前掲論文, 参照。
- (40) Do., *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 110. 邦訳, 179 頁。
- (41) *Ibid.* 同上。
- (42) *Ibid.* 同上。
- (43) *Ibid.*, p. 114. 邦訳, 185 頁。
- (44) *Ibid.*, p. 117. 邦訳, 189 頁。
- (45) *Ibid.*, p. 116. 邦訳, 188 頁。
- (46) *Ibid.* 同上。
- (47) Cf. C. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1975, p. 157.
- (48) Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 113. 邦訳, 184 頁。
- (49) *Ibid.*, p. 110. 邦訳, 179 頁。
- (50) Cf. Edgar S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism: A Study in the Labor Theories of the Later English Mercantilists*, 1920, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1965, Ch.IV. 大倉「ペティの租税国家論」, 前掲論文, 参照。
- (51) Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 114. 邦訳, 185-86 頁。
- (52) Cf. Davenant, *Discourses on the Publick Revenues*, op. cit., Vol. I, p. 271. 大倉正雄『イギリス財政思想史 — 重商主義期の戦争・国家・経済 —』日本経済評論社, 2000 年, 124-25 頁, 参照。
- (53) Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 114. 邦訳, 185 頁。
- (54) Cf. [H.J.], *A Letter from a Gentleman... touching Sir William Petty's Posthumous Treatise: entituled, Verbum Sapienti*, London 1691, p. 3.
- (55) *Ibid.*, p. 4. なお, この論説には「近頃亡くなった, 私の尊敬すべきサー・ウィリアム・ペティ」(p.6) という叙述が見られるから, その著者 (H.J.) はペティと面識があった人物であると思える。
- (56) Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p. 113. 邦訳, 184 頁。『ペティの「賢者」に関する書簡』の著者は, このペティの見解に異を唱えながら「貨幣はわれわれの脂肪よりもむしろ, われわれの血液に似ている」(H. J., *op. cit.*, p. 4) と述べている。しかしながら, この叙述でペティは貨幣の過多を問題にしているのであるから, H. J. の指摘は的外れである。
- (57) 第二次英蘭戦争に関する参考文献は, 本章の注(16)を顧みよ。
- (58) Bryant, *op. cit.*, p. 282.
- (59) Ogg, *op. cit.*, Vol. I, p. 298.
- (60) Williamson, *op. cit.*, Vol. I, p. 267.
- (61) Pepys, *op. cit.*, Vol. VII, p. 182. 邦訳, 第 7 巻, 224 頁。
- (62) Cf. Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, op. cit., p. 38 [邦訳, 69 頁]; Cf. Joseph. A. Schumpeter, “Die Krise des Steuerstaates”, in do., *Aufsätze zur Soziologie*, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1953; “The Crisis of the Tax State”, in do., *The Economics and Sciologie of Capitalism*, ed. by R. Swedberg, Princeton: Princeton Univ. Press, 1991 [シュムペーター (木村元一・小谷義次訳) 『租税国家の危機』岩波書店, 1983 年]; Michael J. Braddick, *The Nerves of State: Taxation and the Financing of the English State, 1558-1714*, Manchester: Manchester Univ. Press, 1996, p. 10 [ブラディック (酒井重喜訳) 『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房, 2000 年, 6-7 頁]. 大倉「ペティの租税国家論」, 前掲論文, 参照。
- (63) Cf. Chandaman, *op. cit.*, Ch. II.
- (64) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, op. cit., p. 91. 邦訳, 157 頁. 大倉「ペティの租税国家論」, 前掲論文, 参照。
- (65) 石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社, 1971 年, 第 II 章, 参照。

- (66) E・セリグマンによれば、ペティに先立って「一般消費税は…最も公平な課税である」と述べた作家にクラドック（Francis Cradock）がいる。Cf. Edwin R. A. Seligman, *The Shifting and Incidence of Taxation*, 1899, rev. 1927, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1969, p. 25. セリグマン（井手文雄訳）『租税転嫁論』実業之日本社、1950年、28頁。
- (67) Cf. Chares Davenant, *An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*, London, 1695, in Whitworth coll. and rev., *op. cit.*, Vol. I. 大倉『イギリス財政思想史』前掲書、第2章、参照。
- (68) Cf. John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688-1783*, London & Boston: Unwin Hyman, 1989, Part Two; do., “The Eighteenth-Century British State”, in Lawrence Stone ed., *An Imperial State at War: Britain from 1689-1815*, London and New York: Loutledge, 1994.
- (69) Vgl. Heckscher, *a. a. O.*, Bd. II, S. 7; *op. cit.*, Vol. Two, p. 17. Cf. Brewer, *op. cit.*, p. 42
- (70) *Ibid.*, pp. xv-xvi.
- (71) *Ibid.*, p. xvi.
- (72) *Ibid.*, p. xvii.
- (73) Cf. John Brewer, “Revisiting *The Sinews of Power*”, in A. Graham and P. Walsh ed., *The British Fiscal-Military States, 1660-c.1783*, London and New York: Routledge, 2016, p. 27.
- (74) Do., *Sinews of Power*, p. xx; do., “Revisiting”, *op. cit.*
- (75) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 22. 邦訳、43頁。
- (76) *Ibid.* 同上。
- (77) *Ibid.*, p. 21. 邦訳、42頁。
- (78) *Ibid.* 同上。
- (79) 渡辺恵一「アダム・スミス — 近代文明と戦争 —」（『経済論叢』第190巻第2号、京都大学経済学会、2016年、所収）、参照。
- (80) Thomas Hobbes, *De Corpore Politico: or the Elements of Law, Moral and Politic*, 1650, in *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, col. and ed. by Sir William Molesworth, London, 1840, Vol. IV, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1992, p. 219. ホブズ（田中浩・重森臣広・新井明訳）『法の原理 — 人間の本性と政治体 —』岩波書店、2016年、349頁。
- (81) John Aubrey, *Aubrey's Brief Lives*, ed. by Oliver Lawson Dick, London: Secker and Warburg, 1949, 3rd. ed. 1958, p. 241.

後記：本稿は未完である。続編は、第8章：『政治算術』の国力・経済力分析、第9章：『政治算術』の国力強化策、終章：政治算術の再解釈、から成る予定である。

（原稿受付 2017年11月14日）